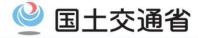
建設業に対する労働時間等説明会資料

国土交通省九州地方整備局 令和6年度





建設業における働き方改革について・・・・・・・2-26 問合せ先: 建政部建設産業課 電話 092-471-6331(内線6142,6160) 2 河川・道路等工事における取り組み・・・・・・・27-72 問合せ先:企画部技術管理課 電話 092-471-6331(内線3312, 3321) 3 港湾工事における取り組み・・・・・・・・・・・・73-82 問合せ先:港湾空港部港湾整備・補償課 電話 092-418-3340(内線371) 4 営繕事業における取り組み・・・・・・・・・・・83-105 問合せ先: 営繕部技術・評価課 電話 092-471-6331(内線5512)



建設業における働き方改革について





- 建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害時には地域の 復旧事業等を担うなど、国民生活や社会経済を支える重要な存在。
- ・ 建設業が将来にわたってこのような役割を担っていくためには、<u>担い手の確保が重要</u>であり、建設業における「賃金水準の引上げ」や「週休2日などの働き方改革の推進」に取り組むことが必要。
- また、昨今の物価高騰への対応として、原材料費等の価格上昇を反映 した請負代金等の設定が図られるよう、適正な価格転嫁のための環境 整備を促進。

担い手の確保

賃金水準の引上げ

週休2日などの働き方改革

適正な請負代金の設定

適正な工期の確保

適切な価格転嫁

建設業就業者の現状



技能者等の推移

〇建設業就業者: 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)

〇技術者 : 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)

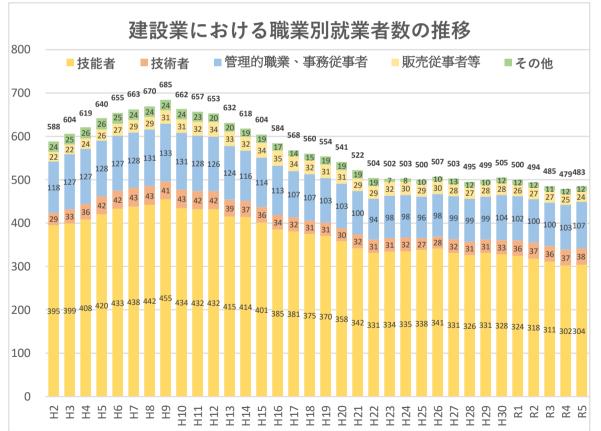
○技能者: 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)

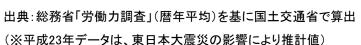
建設業就業者の高齢化の進行

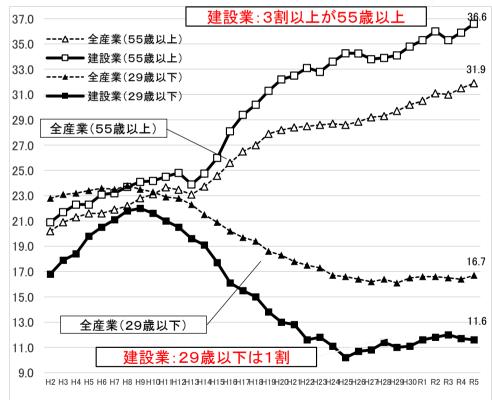
〇 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して 55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。

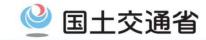
(万人)





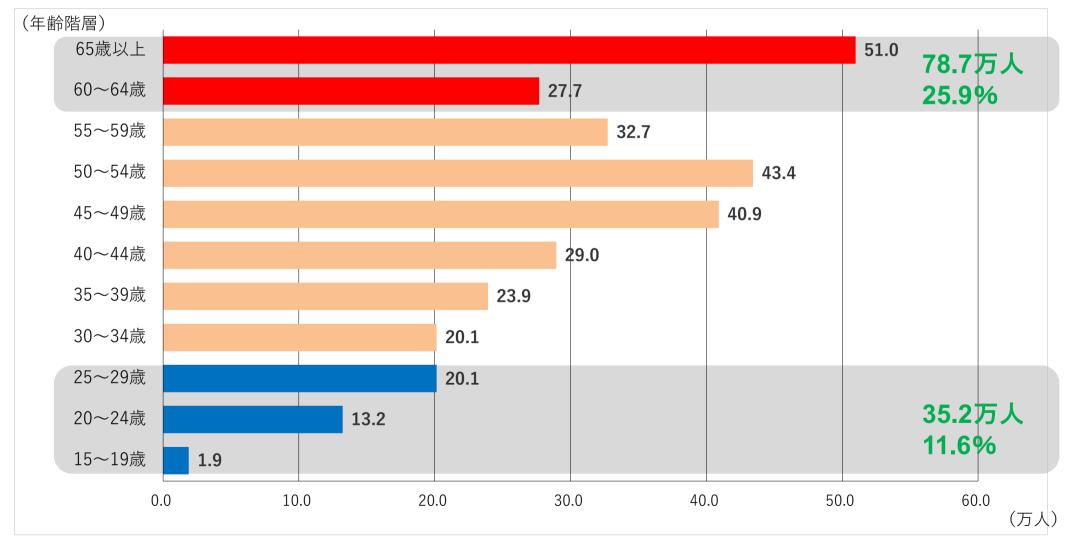


年齢階層別の建設技能者数



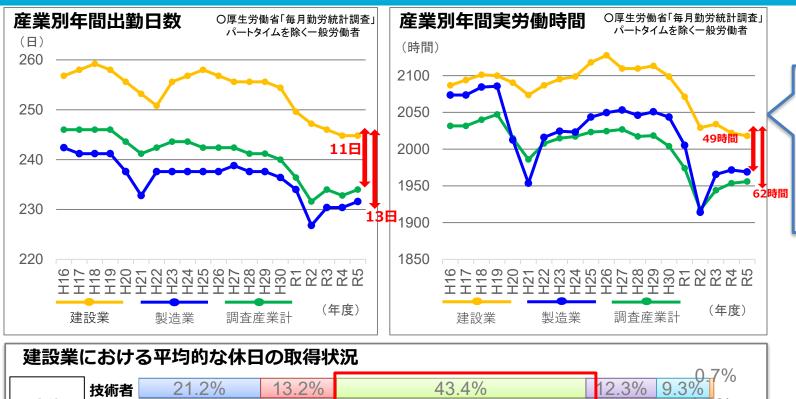
- ○60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.9%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- ○これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

□ 担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることが必要



出所:総務省「労働力調査」(令和5年平均)をもとに国土交通省で作成

建設産業における働き方の現状



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

出典:厚生労働省「毎月勤労統計調査」 年度報より国土交通省作成

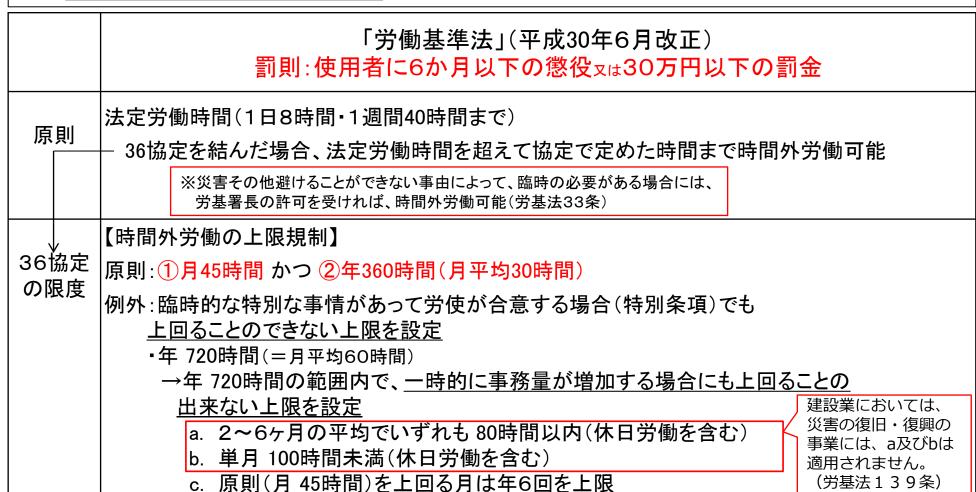
全体 技能者 25.8% 14 39.0% 8.5% 「4週6休程度」が最多 公共工事 33.8% 6.3% 8% 43.0% 技術者 0.6% 4.6% の受注が 技能者 ほとんど 38.0% 11.7% 38.0% 7.0% 公共工事の方が、「4週8休(週休2日)以上」の割合が高い 民間工事 1% 39.5% 16.0% 19.8% 技術者 の受注が ほとんど 技能者 15.1% 17.0% 34.0% 20.8% 11.3% 0% 20% 40% 60% 80% 100% □4週8休(週休2日)以上 □4週7休程度 □4週6休程度 □4週5休程度 □4週4休程度以下 ■不定休

技術者・技能者ともに4 週8休(週休2日)の確 保ができていない場合 が多い。

出典:国土交通省「適正な工期設定による 働き方改革の推進に関する調査」 (令和6年8月6日公表)

建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

- ○労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 〇違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 〇大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
 - ⇒建設業は令和6年4月から適用



建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に 関する法律の一部を改正する法律(概要)

国十交诵省

賃金の引上げ

令和6年6月14日公布

背景·必要性

- ・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
- (参考1) 建設業の賃金と労働時間
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
- 建設業[※] 417万円/年 全産業 494万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%) [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)
- 出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)
- ・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、
- 処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善 労務費への しわ寄せ防止 働き方改革

元請 材料費

自社経費

下請

経書

労務費

著しぐ

下回る

見積り・ 契約を

禁止

標

体準労務費.

勧告

資材高騰分の転嫁 労働時間の適正化

現場管理の効率化 生産性向上

担い手の確保

労務費確保のイメージ

著しく

下回る 見積り・労務費

契約を

禁止

2次下請

2次下請の 技能労働者

賃金

1次下請 自社 経費

労務費

法案の概要

1. 労働者の ○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

- ➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- ○標準労務費の勧告 ・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- ○適正な労務費等の確保と行き渡り
 - ・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
 - 国土交通大臣等は、**違反発注者に勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

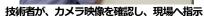
○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止 ○契約前のルール

- ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
- ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- ○契約後のルール
- ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って<mark>契約変更協議</mark>を申し出たときは、注文者は、<mark>誠実に協議に応じる努力義務※</mark> ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる<u>義務</u>

3. 働き方改革と生産性向上

- ○長時間労働の抑制
 - ・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ○ICTを活用した生産性の向上
 - 現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)
 - ・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
 - **➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化** ※ 多くの下請業者を使う建設業者 ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)









タブレットを用いて 情報共有を円滑化

下請業者

今回改正事項(働き方改革・生産性向上関係)



(1)働き方改革

工期ダンピング[※]対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約 中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに**受注者**にも**禁止**

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位 作業員の増員 25%

2位 休日出勤 24% 4割超

3位 早出や残業 17%.

マダストス働き士む某の批准に関する理本」(合和4年度

■ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

約

○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注)不可抗力に伴う工期変更は、<mark>契約書の法定記載事項</mark>(現行)

上記通知をした**受注者は**、注文者に工期の変更を協議できる。

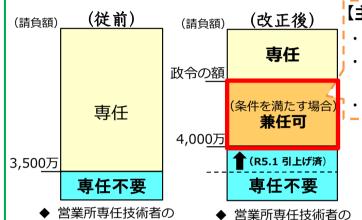
■ 注文者は、<mark>誠実に協議</mark>に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

兼仟不可

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の 兼任**可**

(注)請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】

- ・兼任する現場間移動が容易
- ICTを活用し遠隔からの 現場確認が可能
- ・兼任する現場数は一定以下

<例>遠隔施工管理



② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者[※]や公共工事受注者に対し、

効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



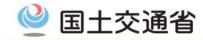




下請業老

ン公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化

(ICT活用で確認できれば提出は不要に)



中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告

注文者

- ◆受注者の交付した<u>材料費等記載見積書の内容を</u> 考慮するよう努力義務 **<R6改正>**
- ◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは 契約締結までに通知する義務 【現行規定】 Ex)地盤沈下、土壌汚染等に関する情報
- ◆受注者から事前通知に基づく<u>工期変更の協議の</u> あった場合に誠実に応諾努力 **<R6改正>**
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は は契約書面に明記 (現行規定)
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い 工期による請負契約の締結を禁止 (現行規定)

受注者

- ◆<u>材料費等記載見積書</u>(工程ごとの作業及び準備の日数の記載が必須)を作成するよう努力義務 **〈R6改正〉**
- ◆<u>工期に影響を及ぼす事象</u>で認識しているものは<u>契約締結までに通知する義務</u> **<R6改正>** Ex)主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報
- ◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには 工期変更の協議を提案可 <R6改正>
- ◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時は は契約書面に明記 (現行規定)
- ◆通常必要と認められる期間に比して<u>著しく短い</u> 工期による請負契約の締結を禁止 **<R6改正>**

<「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合・・・>

- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**
- 建設業者 (注文者・受注者ともに) に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**

適正な工期設定



- 適正な工期設定に向け、中央建設業審議会において、「工期に関する基準」を作成・勧告(令和2年7月)。その後、令和6年4月からの建設業の時間外労働規制の適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同基準を改定(令和6年3月)。
- <u>直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。</u>
- **民間工事についても**、適正な工期が設定されるよう、関係省庁や業界団体と連携して**働きかけを実施**。

工期に関する基準 (令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告 令和6年3月改定)

○ 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- ・法定外労働時間 労働基準法における法定労働時間(略)を十分理解し、その遵守を徹底する必要がある。
- ・调休2日の確保

(略)建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、<mark>建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保</mark>できるようにしていくことが必要である。

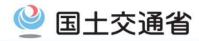
公共工事に関する取組

- 国交省直轄工事では「月単位の4週8休」を推進。労務費や現場管理費等の経費を補正して予定価格に反映。また、休みを土日とした完全週休2日を実施した工事について、工事成績で加点。
- 都道府県発注工事については、「工期を通じた4週8休相当」の 100%実施を目標に設定し、取組結果を集計・公表。必要となる労務費 や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 市町村発注工事についても、<u>週休2日工事の制度導入率100%</u>に向け、取組の推進等を要請。(目標設定や結果の集計・公表を検討中)

民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や各種講演、民間発注者に対する実地調査等、様々な機会を通じて、適正な工期設定について働きかけを実施。
- 民間工事における工期設定の状況や週休2日の 確保の状況等について実態調査を実施。また、好事 例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。
- 国交大臣と建設業4団体との間で、働き方改革について、**労働時間規制の導入を踏まえて、「必要な対 応に万全を期す」ことを申合せ(令和6年3月)**。

工期に関する基準 改正の概要(令和6年3月)



- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である(令和2年7月作成)。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1)背景
- (2)建設工事の特徴
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

(1) 自然要因

- (6)関係者との調整
- (2) 休日・法定外労働時間(7)行政への申請
- (3) イベント

(8) 労働・安全衛生

(4)制約条件

(9) 工期変更

(5) 契約方式

(10) その他

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
- (2)施工
- (3)後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

(1) 住宅・不動産(2) 鉄道(3) 電力(4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2)建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
- (3) 基準の見直し

- ・本基準を踏まえた適正な工期設定は、<u>契約変更</u>でも必要。
- ·<u>受発注者間のパートナーシップ</u>構築が各々の事業継続上重要。
- ・<u>受注者</u>は、契約締結の際、<u>時間外労働規制を遵守した適正な工期</u> <u>による見積りを提出</u>するよう努める。
- ・<u>発注者</u>※は、受注者や下請負人が<u>時間外労働規制を遵守できる工</u> <u>期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意</u>する。
- ・<u>発注者</u>※は、受注者から、<u>時間外労働規制を遵守した適正な工期</u> <u>による見積り</u>が提出された場合、<u>内容を確認</u>し、<u>尊重</u>する。
 - ※下請契約における注文者も同じ
- ・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な<u>工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の</u> 額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。
- ·<u>会社指揮下における現場までの移動時間</u>や、<u>運送業者が物品納</u> 入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。
- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。
- 各業界団体の取組事例等を更新。

公共工事の工期設定における休日の考慮状況



令和5年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

■:考慮していない

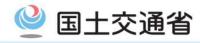
■:考慮している

- 〇・・・・<u>根拠なく短い工期が設定されると</u>、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の<u>疲弊や手抜き工事の発生等につながる</u>こととなり、ひいては<u>担い手の確保にも支障が生じることが懸念</u>される。公共工事の施工に<u>必要な工期の確保が図られることは</u>、長時間労働の是正や週休2日の推進など につながるのみならず、<u>建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与</u>し、<u>最終的には国民の利益にもつながるもの</u>である。
- 〇・・・<u>工期の設定に当たっては</u>、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、<u>次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする</u>。 イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇) ロ~へ (略)

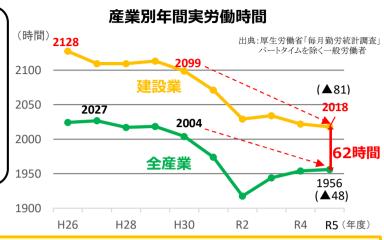
工期の設定に当たって休日(週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇)を考慮している団体は、 国・特殊法人等・都道府県・指定都市では全団体となる一方、市区町村では半数近くにとどまる。



(1)これまでの建設業の働き方改革の取組



- ○これまでの働き方改革の取組によって、 建設業の労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。
- ○令和6年4月から適用となる時間外労働の上限規制に的確に対応 するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、 働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1.規制内容の胃知徹底

- ・リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- 一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット (厚生労働省)



■動画:はたらきかたススメ特設サイト

3. 適正な工期設定

- 中央建設業審議会が「工期に関する基準」を策定(R6.3改定) <改定の主な内容>
 - ○注文者は、時間外労働規制を遵守して行う工期の設定に協力
 - ○自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して丁期設定。
- → 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- 国交大臣と建設業4団体が労働時間規制 の導入を踏まえて、「必要な対応に万全を期す」 ことを申合せ
- 厚労省と連携して実地調査し、是正指導



■建設業4団体との申合せ

2.公共工事における遺体2日工事の対象拡大

〔直轄〕 令和5年度は原則すべての工事で実施

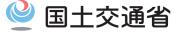
〔都道府県〕 令和 6 年度から原則100%を目指す

〔市町村〕国と都道府県が連携して導入拡大を働きかけ

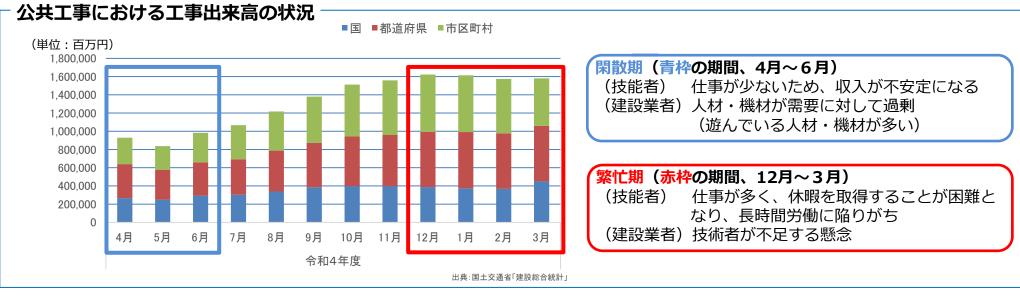
4.生産性の向上

- 労働時間削減のノウハウ等を整理した好事例集を作成・横展開
- 直轄工事における工事関係書類の簡素化

施工時期の平準化の必要性



- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が発生
- 工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者(技能者)の収入が減る可能性が懸念される一方、 繁忙期には、仕事量が集中することになり、技能者の長時間労働や休日の取得しにくさ等につながることが懸念



⇒新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定 改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

技能者や受注者(建設業者)に期待される効果

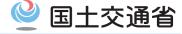
- 〇 **技能者の処遇の改善**(特に休日の確保等)
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 〇 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 〇 稼働率の向上による機械保有等の促進

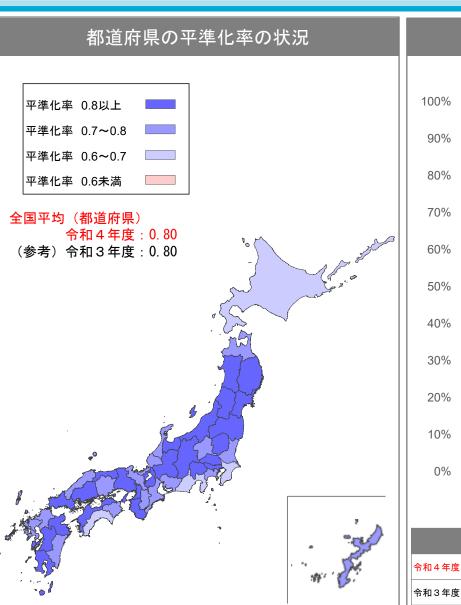
発注者に期待される効果

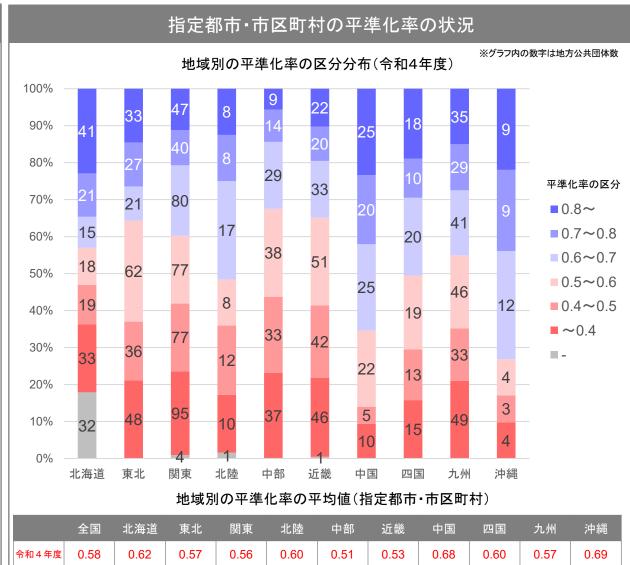
- <u>入札不調・不落の抑制</u>など、 安定的な施工の確保
- 〇 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減



地方公共団体の入札契約適正化の取組状況







※平準化率の定義: 4~6月期の月あたり工事平均稼働件数/年度全体の月あたり工事平均稼働件数 ※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出 (1件当たり500万円以上の工事を対象・令和4年度実績)

※地域区分 北海道:北海道 東 北·青森県

0.68

0.62

0.65

北海追:北海追 東北:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福 関東:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県

0.66

0.52

0.55

0.66

果京都、神宗川県、山栗県、長野 北陸:新潟県、石川県、富山県 中部:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

0.60

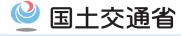
近 畿:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県中 国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県四 国:徳島県 番川県、愛媛県、高知県
カ 州:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

0.64

0.62

0.69

国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(R6.9.17)



開催概要

日 時:令和6年9月17日13:30~14:30

出席団体:日本建設業連合会、全国建設業協会、

全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ:令和7年度概算要求、建設業の賃金引上げ、働き方改革等の推進に向けた取組等

● 活発な民間投資に応えながら**公共工事予算の執行が順調であること**、

不調不落も減少傾向にあることなどから、十分な施工余力があることについて再確認。

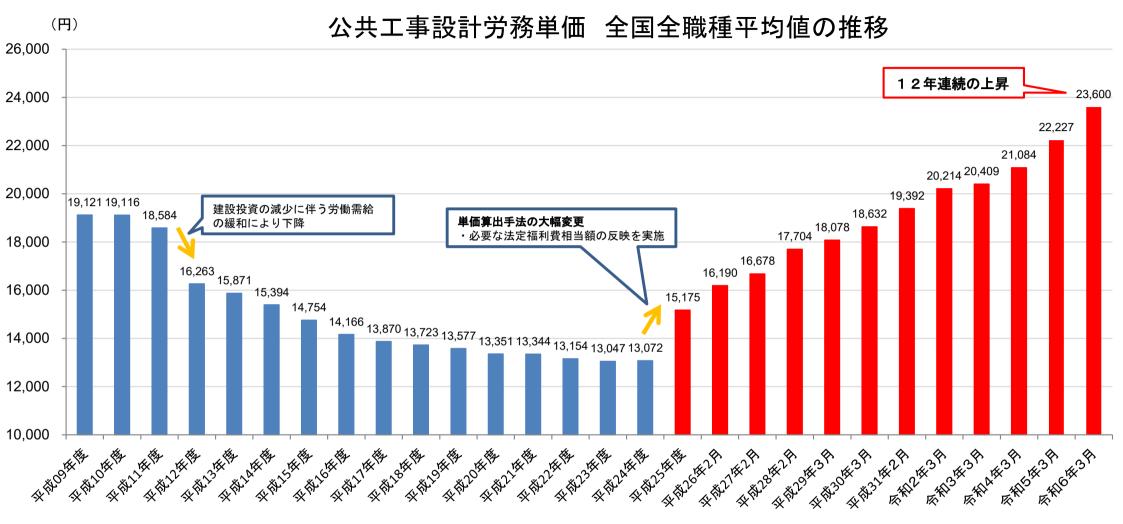
- 前回の意見交換会で申し合わせた**賃金引上げや働き方改革への対応については、** 国土交通省においても、各団体においても、様々な取組が進んでいることを確認。
- その他、<u>生産性向上</u>や<u>女性活躍に向けた取組</u>について議論。

【前回(令和6年3月)の申し合わせ】

- <u>技能者の賃上げについて、「5%を十分に上回る上昇」</u>を目標 とすること、
- <u>働き方改革について、</u>労働時間規制の導入を踏まえて、 「<u>必要な対応に万全を期す</u>」こと



令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考:近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

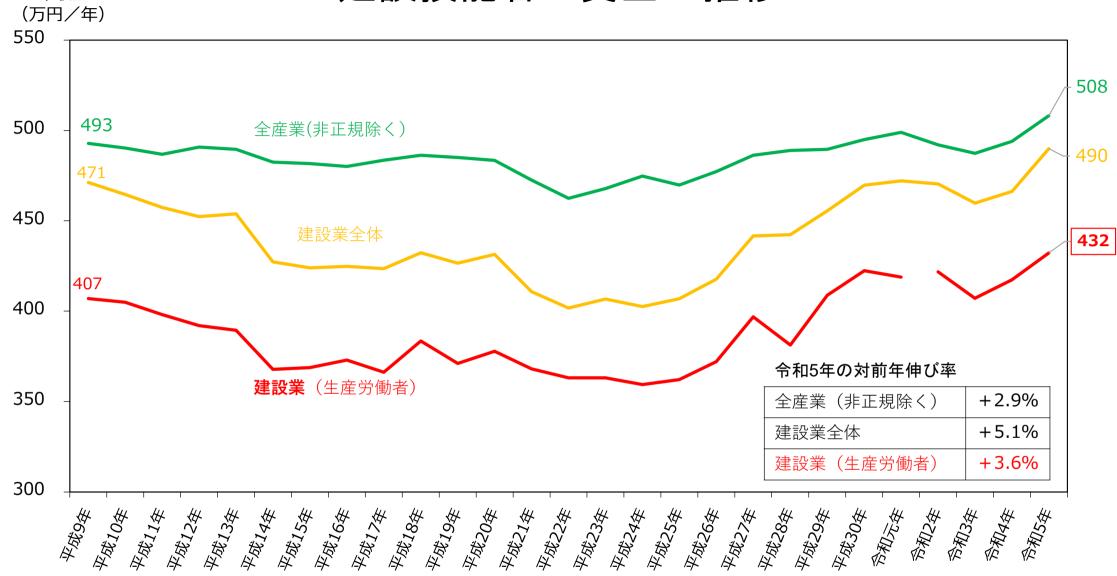
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全	職	種	+ 15.1% →	+7.1% –	+ 4.2% →	+4.9% -	→ + 3.4% −	→ + 2.8% —	+ 3.3% −	→ + 2.5% →	+1.2% -	→ + 2.5% -	→ + 5.2% →	+5.9%	+75.3%
Ì	要12	職種	+ 15.3% →	+6.9% –	→ + 3.1% →	+6.7% -	→ + 2.6% –	→ + 2.8% —	· +3.7% -	→ + 2.3% →	+1.0% –	→ + 3.0% –	→ + 5.0% →	+6.2%	+75.7%

注1)金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

建設技能者の賃金の推移



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額=所定内給与額×12+年間賞与その他特別給与額

年収額

- 全産業(非正規除く)のうちH9~H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- 建設業全体は、賃金構造基本統計調査の「生産労働者」及び「管理・事務・技術労働者」の各区分の賃金(R2以降は「建設・採掘従事者、 生産工程従事者、輸送・機械運転従事者」と「建設・採掘従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者以外」の各区分の賃金)を、労働者数(労働力調査)にて加重平均して推計。
- 建設業(生産労働者)のR2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

建設キャリアアップシステムの概要



目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、 技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

人材確保

技能者の<u>技能・経験に応じた処遇改善</u>を進めることで、①若い世代が<u>キャリアパスの</u> 見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】

- ·本人情報
- •保有資格
- •社会保険加入 等



技能者にカードを交付



カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



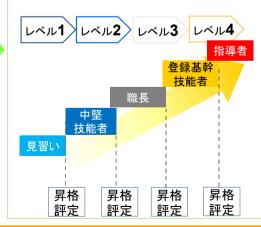
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

事前登録

建設現場ごとに作成されるデータ

元請・下請事業者は事業者登録、技能者は技能者登録

事業者登録

商号、所在地、建設業許可、 社会保険、建退共加入状況 等

技能者登録

本人情報、所属事業者名、 社会保険・建退共加入状況、

技能者の能力評価

経験や資格により、技能レベルに応じた4段階の技能レベルを表示

保有資格

就業年数

マネジメント経験



技能者の技能・経験が客観的に評価

技能者の賃金や処遇の向上

元請による現場登録とカードリーダー設置等

◎元請と各下請が、現場ごとに、施工体制情報や施工体制技能者情報を登録し、元請がカードリーダーの設置等を行う





パソコンとカードリーダの設置

iPhoneとカードリーダの設置

技能者がカードタッチ等で就業履歴を登録



職長・班長としての経験日数

+

現場で従事した就業履歴

現場管理での活用や働き方改革

技能者の社会保険加入等の確認

施工体制台帳などとのデータ連携

週休2日確認や退職金制度(建退共)との連携

建設キャリアアップシステムの利用状況(2024年10月末)



技能者の登録数

154.6万が登録

※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人

事業者の登録数

27.9万社が登録

※うち一人親方は9.5万社

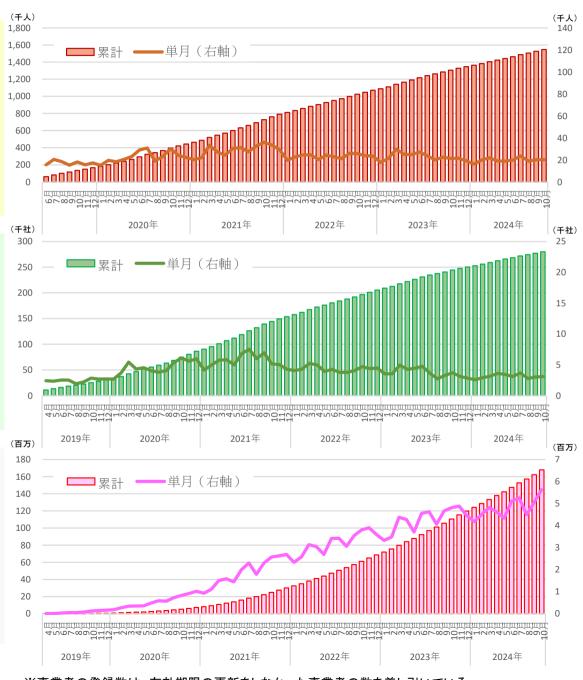
就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 15,000万突破

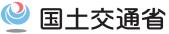
※10月は563万履歴を蓄積

出所:建設業振興基金データより国土交通省

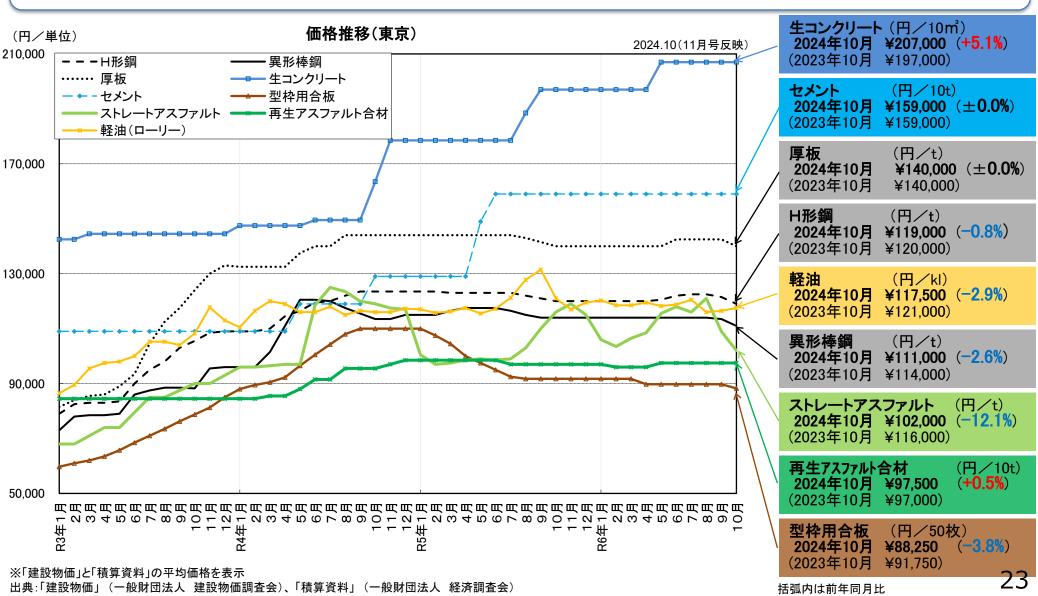


※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

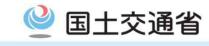
主要建設資材の価格推移



- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



建設資材価格に関する適切な価格転嫁に向けた国交省の取組



建設資材の高騰分は、受注者を含むサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を 図る必要。

- 直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用
- ○次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。 【主な取組】
- ▶ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請※)。

県 市 建 玉 民

市

- ▶ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定(文書要請※)。

 - →都道府県による資材単価の設定状況を見える化。
 - ※都道府県や市区町村に対しては直接働きかけ(全国のブロック監理課長等会議や都道府県主催会議(公契連))。
- 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

建 玉 市 民

玉

県

独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査について



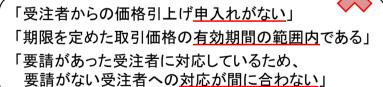
- 原材料費等の高騰の状況を踏まえ、公正取引委員会において、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が 疑われる事案が発生していると見込まれる業種について緊急調査を実施。
- 〇 令和4年12月、公取委は、同年2月に更新した独占禁止法Q&Aを再掲しつつ、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の 結果について」を公表。

独占禁止法Q&Aに該当する行為

以下のような行為は、「優越的地位の濫用」の要件の一つに該当するおそれ

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、 価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - ー 発注者の方が立場が強く受注者からは言い出しにくいことが多いので、発注者が積極的に協議の場を設けることが適切
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを 求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、 従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - ー 受注者からの価格引上げ要請を受け入れない場合には、その**理由を形に残る方法で伝えることが適切**

緊急調査の結果



「取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると、実際に<u>申し出ることは難しい</u>」

「発注者の担当に値上げの可能性を相談したが、 『無理』と言われ、申入れ自体を断念した」



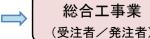
受注者

発注者

これらを理由に発注者から積極的に協議の場を設けず、 価格が据え置かれているケースが多数

≪総合工事業について≫ サプライチェーンにおいて、受注者からの価格転嫁の要請が滞っている可能性

総合工事業、地方公務、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業(主な発注者)



窯業・土石製品製造業、総合工事業、道路貨物運送業 (主な受注者)

事例:取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、 価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。 【総合工事業者A社、不動産取引業者K社】

建設業に関する各種相談窓口



建設業の法令違反に関する通報窓口

<u>駆け込みホットライン</u>

TEL 0570-018-240 FAX 0570-018-241

E-mail: hat-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp ※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】

10:00~12:00,13:30~17:00 (土日、祝日、閉庁日を除く)

- 主に国土交诵大臣許可業者を対象に建設 業に係る法令違反行為の通報を受け付け ます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、必 要に応じ立入検査などを実施し、違反行 為があれば指導監督を行います。





駆け込みホットライン

検索

建設業に関する総合的な相談窓口

建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004976

E-mail: hgt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】10:00~12:00,13:30~17:00 (土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策 などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け 付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、 取引に関する法令上の規定などを確認したい場合 の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル



請負契約に関するトラブルの相談窓口

建設業取引適正化センター

センター 東京

TEL 03-3239-5095 FAX 03-3239-5125 E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター 大阪

TEL 06-6767-3939 FAX 06-6767-5252

E-mail:osaka@tekitori.or.jp



【受付時間】

 $9:30\sim17:00$

(土日、祝日、年末年始を除く)

建設業取引適正化センター

● 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」 という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」 という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

無料

建設業法セミナーに関する窓口

建設業法セミナ

- 『建設業者のための建設業法』や『適正な 下請契約(建設業法令遵守ガイドライ ン) 『等のテーマで講師を派遣します。
- また、『建設キャリアアップシステム』、 『建設分野における外国人材の受入れ』 『社会保険の推進』といった、最近の建設 行政における話題等に関しても説明してい ます。

TEL: 092-471-6331 (代表) 内線 6142,6160

http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html

担 当:九州地方整備局 建政部 建設産業課

適正取引係

九州地方整備局 建設業法セミナー



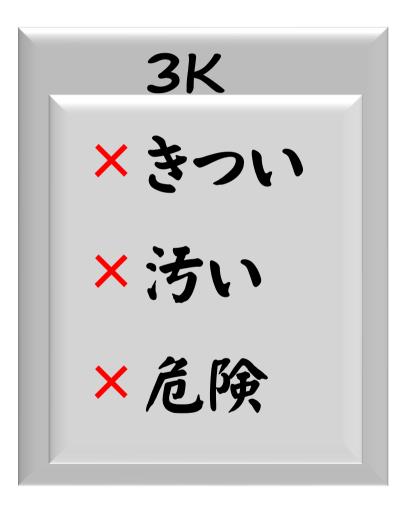


(資料:企画部)

河川・道路等工事における取り組み









新3K

○給与

• 実勢を反映した積算基準

〇休暇

- ・ 週休2日モデル工事
- 適正な工期設定指針

〇希望

- i-Constructionの推進
- インフラ分野のDX
- 中長期的な発注見通しの公表



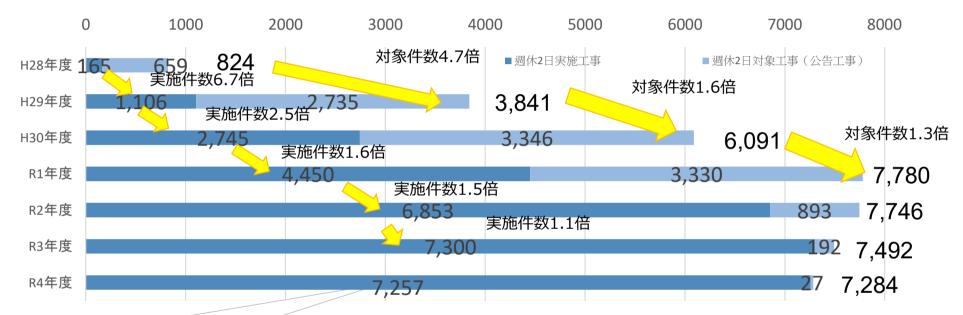
〇かっこいい

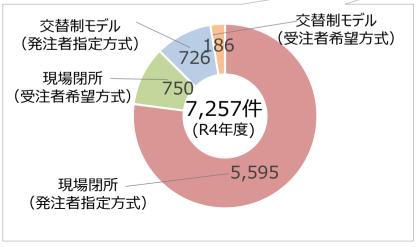
週休2日対象工事の実施状況



- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況(直轄)





	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	-	7,746 (6,853)		
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

- ※令和5年3月末時点
- ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計(営繕工事、港湾・空港除く)
- ※令和4年度の取組件数には取組協議中の件数も含む



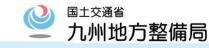
○週休2日の定義

用語	定義
完全週休2日 (土日閉所)	対象期間において、土日を現場閉所し4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう
週休2日 (現場閉所)	対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう
週休2日 (交替制)	技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう

〇週休2日工事とは

用語	定義
月単位の週休2日 適用工事 (現場閉所)	全ての月で週休2日の現場閉所に取り組み、現場閉所の達成状況に応じて経費の補正を行う工事
通期の週休2日 適用工事 (現場閉所)	対象期間内において、週休2日の現場閉所に取り組み、現場閉所の達成状況に応じて経費の補正 を行う工事
	全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に取り組み、休日の確保状況に 応じた経費の補正を行う工事
通期の週休2日 交替制適用工事	対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に取り組み、休日の 確保状況に応じた経費の補正を行う工事

週休2日の「質の向上」の拡大~令和6年度の直轄土木工事の発注方針~



- ○他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R 5年度までに工期全体(通期)の週休2日が標準化されたことから、R 6年度より月単位の週休2日を推進
- ○休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休2日の実施に努めることを土木工事共通 仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休2日工事の発注方針(イメージ案)



※原則の対象外:緊急復旧工事を想定

「月単位で週休2日を達成した工事」の判定



工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)により、達成状況を確認。

「月単位で週休2日を達成した工事」

→対象期間において、全ての月毎に4週8休(28.5%以上)を達成している工事

32.2%

(29日/90日)

「月単位で週休2日を達成した工事」

1月	黄	色塗:[閉所日

日	月	火	水	木	金	±
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→<mark>35.4%</mark>(11日/31日)

2月

Ш	月	火	水	木	金	H					
			1	2	3	4					
5	6	7	8	9	10	11					
12	13	14	15	16	17	18					
19	20	21	22	23	24	25					
26	27	28									

→<mark>32.1%</mark>(9日/28日)

3月

	0/1										
田	月	火	水	木	金	±					
			1	2	3	4					
5	6	7	8	9	10	11					
12	13	14	15	16	17	18					
19	20	21	22	23	24	25					
26	27	28	29	30	31						
			20.0	<u> </u>	72	10)					

→<mark>29.0%</mark>(9日/31日)

「月単位で週休2日を達成していない工事」

1	月	黄色涂	:	閉所日
- 1	Л	夷巴垄	:	闭阶员

Ш	月	火	水	木	金	±
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

 \rightarrow 35.4%(11 \Box /31 \Box)

2月

日	月	火	水	木	金	±
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日/28日)

3月

日	月	火	水	木	金	±
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

 \rightarrow 22.5% (7日/31日)

→ 30.0% (27日/90日) ※工期全体では 達成している なお、暦上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その 月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものと見なす。

(例1)

黄色塗:閉所日

ш	月	火	水	木	金	±
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

- →<mark>25.8%</mark>(8日/31日)
- →現場閉所8日≧土日計8日
- →<mark>月単位で4週8休を達成</mark>

(例2)

:期間対象外

Ш	月	火	水	木	金	±
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

- \rightarrow 25.0% (3 日 \angle 12 日)
- →現場閉所3日≥土日計2日
- →月単位で4週8休を達成

(例3)

ш	月	火	水	木	金	±
			1	2	3	4
0	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※「週」は、日曜日から土曜日の7日間とし、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。

週休2日の「質の向上」の拡大~令和6年度以降の直轄土木工事の週休2日補正係数~



- ○月単位の週休2日を推進するため、<u>月単位の週休2日の補正係数を新設</u>するとともに、<u>工期全体(通期)の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用</u>
- ○<u>月単位の週休2日の補正係数について、R7年度以降は実施状況を踏まえて検討</u>することとし、完全 週休2日(土日)の実現に向けた取組についても引き続き検討

<現場閉所>	補正係数	工期全体(通期)の週休2日	月単位の週休2日	月単位の週休2日(合計)
	R6	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.00 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05
	R7以降	_	実施状況等を 数値を	

<交替制>

•	補正係数	工期全体(通期)の週休2日(-	十) 月単位の週休2日 (二	二)月単位の週休2日(合計)
	R6	労務費:1. 02 現場管理費:1. 01	労務費:1. 02 現場管理費:1. 02	労務費:1. 04 現場管理費:1. 03
	R7以降	_	実施状況等 数値を	— :

【参考】柔軟な休日の設定(九州地整試行工事)



閉所と交替制の柔軟な活用(R5~)

○該当工事があれば技術管理課へ相談

⇒・週休二日(現場閉所)の工事において、受注者に責めの無い事象(災害等)により、工期の 一部期間で「交替制」とせざるを得なかった場合、通常は残工期は「交替制の補正係数」 が適用(≒減額)されるが、当該試行工事では当初の「閉所」の補正率を計上



工期	4月	5月	6月	7月	8月	• • •
週休2日の 実施方法 (当初予定)	閉所	閉所	除 新 交替	閉所	閉所	



従来:

「現場閉所」の補正率を「交替制」の補正率へ変更(≒<mark>減額</mark>) -----

試行工事:

「現場閉所」の補正率のまま(※受注者の責ではない場合に限る)

【参考】現場閉所による週休2日工事の補正係数



- 現場閉所による週休2日に取り組む工事は、週休2日に取り組まない工事に比べ工期が長くなり、<u>現場事務所等の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費</u>や<u>現場技術者の給与等を含む現場管理費、機械経費(賃料)が官積算の計上額とかい離する可能性がある。</u>
- また、週休2日を進めるためには、月当たりの労働日数の減少による労働者の収入の減少等によって、労働力の確保に要する必要経費を適切に見積もる必要がある。
- そのため、工期日数の延長等に要する経費として、現場閉所の状況に応じて、共<u>通仮設費、現場管理費(H29年度より)</u>、労務費、機械経費(賃料)(H30年度より)に補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- 令和6年度より、<u>新たに月単位の週休2日の補正係数を設定。</u>

<R5年度以前発注工事適用>

<R6年度発注工事適用>

現場閉所率(※1)	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)	【通期】4週8休以上 (28.5%以上)	月単位の週休2日 (月毎で28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05	1.02	1.04
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.04	1.06	1.03	1.05

(※2)上記の補正のほか、完全週休2日(土日)閉所を実施した工事については、工事成績評定において加点評価

(※1)現場閉所率(%) = 現場閉所(※3)日数 ÷ 対象期間(※4)

- (※3)現場閉所
 - ・巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態
 - ・降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含める
- (※4)対象期間
 - ・工事着手日から工事完成日までの期間
 - ・なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容 に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない

【参考]週休2日交替制工事の補正係数



- 〇R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を 試行。
- 交替制による週休2日を進めるためには、月当たりの労働日数の減少による労働者の収入の減少等によって、 労働力の確保に懸念が生じないよう、<mark>労働力の確保に要する必要経費</mark>を適切に見積もる必要がある。
- 〇そのため、交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、工事従事者の休日の確保 状況に応じ、R1年度より労務費に対して補正係数を設定。
- ○また、R3年度は、労働力の確保に要する必要経費として新たに現場管理費の補正係数を設定。
- 〇 令和6年度より、新たに月単位の週休2日の補正係数を設定。

<R5年度以前発注工事適用>

<R6年度発注工事適用>

休日率(※1)	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)	【通期】4週8休以上 (28.5%以上)	月単位の週休2日 (月毎で28.5%以上)
	1.01	1.03	1.05	1.02	1.04
現場管理費	1.01	1.02	1.03	1.01	1.03

(※2)上記の補正のほか、対象期間内に現場に従事した全ての技術者および技能労働者が、月単位の週休2日を達成した工事については、工事成績評定において加点評価

(※1)休日率(%)=

技術者・技能労働者の平均休日数(※3)

÷ 対象期間(※4)

- (※3)技術者・技能労働者の平均休日数
 - ・対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が取得した休日の平均日数
 - ・ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする
- (※4)対象期間
 - ・工事着手日から工事完成日までの期間をいう

円滑な事業執行に向けた取り組み【主な項目】



〈全 般〉	◇働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九州地整の新たな取り組み [NEW]・生産性向上(≓時間外労働削減)を実感するための運用基準の再構築◇「2024働き方改革対応相談窓口」の設置について [NEW]
〈入札契約〉	◇総合評価落札方式の適切な運用等◇地域企業の活用に留意した適切な規模・内容での発注◇実績の少ない者の受注機会拡大を図るチャレンジ型の適切な活用◇一括審査方式の積極的活用
〈設計積算〉	 ◇当初発注から積極的に見積を活用 ◇特別調査による資機材単価の事前公表 ◇「見積の徴収等により設定した材料単価」の公表不可 [NEW] ※R6.4.1以降に入札公告等を行う工事に適用 ◇適正な工期設定 ・実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の原則活用 ◇令和6年度の直轄土木工事の発注方針 [NEW] ・月単位の週休2日推進 ※R6.4.1以降に入札公告等を行う工事に適用 ◇統一現場閉所の取り組み [NEW]
〈施工段階〉	 ◇監理技術者の途中交代の緩和(工事目的物の施工完了時点での交代可能) ◇書類限定検査の実施の標準化 (工事工程表等41種類→工事品質に関わる資料を中心に10種類に限定) ◇建設現場の遠隔臨場の実施 ◇工事関係書類の統一化〔NEW〕 ◇工事及び業務における現場環境改善(ウィークリースタンス)の取組〔NEW〕

赤文字:新たな取組み

働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九州地整の新たな取り組み



- ①生産性向上(≓時間外労働削減)を実感するための運用基準の再構築
 - ⇒・5つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称:5(ファイブ)ルール】
 - ・上記基準の適正運用を促すポイント集【通称:勘所】
- ②2024問題に特化した "OODAループ" による集中管理
 - ⇒・5ルールの周知や運用状況の確認、改善点などの情報収集と必要により迅速なフォロー
 - ※取り組み内容は、九州地方整備局HP内で公開(URL: https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html)





工事の適正執行のための勘所

- I. 品確法に定められた、『発注者の責務』を再認識しましょう!
 - > **予定価格の適正な設定**(必要な費用の計上、見積りの活用)
 - > **歩切の根絶**(現場状況に即した積算)
 - > 低入札価格調査基準価格(自治体:最低制限価格)の設定·活用の徹底等
 - > **施工時期の平準化**(国債、繰越活用)
 - > **適正な工期設定**(週休2日制・雨天率・作業不能日設定、1班作業工程)
 - > **適切な設計変更**(適切な工期確保(延期)・適切な増額変更)
 - ▶ 発注者間の連携体制の構築(三者会議、設計変更協議会等に判断できる者が参加)

働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九州地整の新たな取り組み_(2/5)

Ⅱ. 適正執行のための"勘所"を確認してください!

建設産業の新たな課題である"長時間労働の是正"や"生産性向上"に対応するため、令和元年に「担い手三法(品確法/建設業法/入契法)」が改正された。一方、令和6年4月から改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されることから、受発注者間に内在する課題が顕著化することが懸念される。

そこで、発注者の責務として明確化された事項等に大きく反した運用とならぬよう、発注者として適 正執行に努めるべく運用の"勘所(かんどころ)"を以下にまとめた。

設計段階

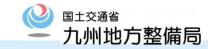
◆ 「工期」「価格」は適切か?

- □_工期設定支援システムを活用し、複数班施工等の工事は、必要な経費を計上
- □_地域の実情等(出水期、地域の祭り、片付け等)に応じて必要な作業不可日を計上
- □_平準化・余裕を勘案し工期設定(繁忙期避け)国債等を積極活用(余裕工期を原則設定)
- □_標準歩掛が適用できない現場は、**見積により現場条件に応じた価格設定**

◆ 変更対応も視野においた条件明示を!

- □_着手後の変更も想定した上で、事前に明確にしておくべき当初条件も記載
- □_施工条件明示チェックリスト、**施工条件確認シートの内容を組織的にチェック**

働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九州地整の新たな取り組み_(3/5)



施工段階

- ◆ 日々のコミュニケーションによる"ものづくり"
 - □_**工事工程クリティカルパスを共有**し、受注者の責によらない工程に影響する事案 発生の場合は**工期及び費用を適正に変更**
 - □_先ずは当該工事に関する設計の考え方と課題を現場技術員(監督補助)も含めて共有
 - □_事業は段取り八分。ワンデーレスポンス(回答時期の明確化を含む)を徹底 ウィークリースタンスを適用
 - ①依頼日・時間及び期限に関すること
 - ②会議・打合せに関すること
- ◆ 円滑な協議対応 ③業務時間外の連絡に関すること
- ◆ 設計変更資料の役割分担
 - □_必要以上の情報を求めぬよう、早々に設計変更協議会等で技術副所長等を含めて議論
 - □_上記会議では資料作成等の役割分担を明確化
 - □_発注者自ら作成すべき資料でやむを得ず作成できない場合は、**必要な経費を計上した うえで第三者を活用** ···········【別途「工事図書等作成支援の手引き」参照】

完成時

- ◆ 完成検査
 - □_契約事項を理解したうえで、「検査書類限定型」(10書類)を活用した工事検査

働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九州地整の新たな取り組み_(4/5)

Ⅳ.現場における留意点

【工事内容に見合う対価】

■変更が3割を超えたことを理由に「設計変更に応じない」「打ち切り竣工」などは<u>あってはならない</u>

- ⇒○目的物の構造特性や現場条件等から分離発注が難しく一体不可分なものについては、当該 工事にて適切に(増工)設計変更を行う。
 - ○そのためには、指示内容の費用を把握した上での予算管理が行えるよう、現場(出張所長・建設監督官)と発注担当課は常に情報共有

注意:・設計変更協議会で変更内容を確認、両者納得の上で変更

■変更において、一方的な当初数量減は厳に慎むこと

- ⇒○当初発注の前提条件でもある「数量」を大幅に変更する事は、当初発注時の「入札の公平性」 にも影響
 - ○やむを得ず数量減とせざるを得ない場合においては、事前に受注者への丁寧な説明と対等な 立場での議論により合意を得ること

注意:・設計変更協議会で変更権限のある職員の下、内容の確認を行うこと

■過去の変更事例に関わらず、適切な理由で現場施工されたものは<u>設計変更の対象とする</u>

- ⇒○品確法に定められている発注者の責務として「適切な設計変更(適切な工期確保・適切な増額変更)」から、受注者の責によらない必要な施工に対しては相応の対価を支払う必要がある
 - ○一方で、設計変更には施工条件変更理由が必要であることからも、当初発注時の「条件明示」 や契約後の「工事工程のクリティカルパスの共有」は重要である

注意:・施工上、必要な内容等については契約上、協議に基づき変更の対象とする

42

働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九州地整の新たな取り組み_(5/5)



Ⅳ.現場における留意事項

【生産性向上】

- ■運搬可能な規格の製品であれば、現場打ちとの経済比較なしで<u>プレキャストを採用してよい</u>
 - ⇒○中型までのプレキャストであれば、特車等により運搬可能なものは、原則、二次製品を採用 ただし、現場・運搬条件等によっては、採用出来ない場合もあり得る
 - ○大型プレキャストの場合は、VFM比較(例えば、工期/技能者数/安全性/施工日数/休暇日数/メンテ費用/環境負荷/景観/早期完成効果/地域特性etc)により有利であればプレキャストの導入が可能

注意:・施工者からプレキャスト活用の提案がなされた場合、従来であれば「承諾」

による施工であったが、中型までの一般的な製品であれば変更可能

【心配であれば技術管理課へ相談】

【技術者交代】

- ■やむを得ない事情や一定の区切りが認められる場合は、監理技術者は交代してよい。
 - →○以下の途中交代の要件を満たせば交代が可能
 - ①病気・死亡・退職等、やむを得ない場合(時期を問わず途中交代が可能)
 - ②受注者の責によらない契約事項の変更(工期延長)を伴う場合、交代が合理的な場合
 - ③工程上一定の区切りと認められる(品質・出来形管理が必要な工種完了)場合
 - 注意:・交代前後の監理技術者は、同等以上技術力確保が必要。
 - ・同等以上の技術者配置が出来ない場合は、競争参加資格満足すれば、交代可能。 なお、その際に後任技術者が前任技術者と同等とならなかった場合、前任技術者 と同等の技術力により工事が実施されれば、工事評点の減点は行わない。

働き方改革に向けたブロック説明会の実施状況



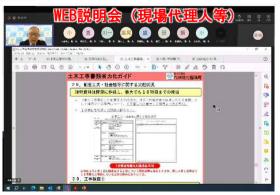
- ●働き方改革に向けた**九州地整の新たな取り組みに関する説明会**(対象:担当職員·支援業務受注者·建設業協会)を県ブロック毎に実施
- ●現契約工事の現場代理人·監理技術者を対象としたWEB説明会
- ●説明会動画を<u>YouTube配信</u> 【九州地整HP: https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html 】
- ●昨年度説明会時に頂いた意見について、QAを作成し、九地州整HPで公開 【九州地整H https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html



総計:2,624名









働き方改革に向けた事務所の取り組み事例



- 〇昨年度、各県ブロック単位(発注者・現場技術員・建設業協会)、現場代理人等へ「働き方改革の九州地整の新たな取組み」キャラバン実施さらに、説明会動画をYouTube配信し、整備局HP・イントラにて周知・浸透を図った。
- 〇今年4月より建設業における時間外労働の上限規制が適用されることから、2事務所にて説明会を開催し、有明海沿岸国道事務所では、

<u>管内関係自治体にも参加頂き</u>、施工者向け説明会の中で、<u>「発注者が働き方改革に関する取り組みを実践すること」等の</u> 「実践官言」を行っている。

~働き方改革のための「五つの運用基準(通称:5ルール)|&「勘所|~

- ●牛産性向上を実感するための運用基準
- ①働き方改革のための5つの運用基準 (通称:5ルール)
- ②工事の適正執行のための勘所
- ③工事図書等作成支援の手引き

●熊本河川国道の取り組み









■熊本河川国道事務所による説明会(合計:約60名)

•日 程: 令和6年4月10日(水)

・出 席 者: 事務所職員、現場技術員(監督補助ほか)

・マスコミ: 九建日報

■有明海沿岸国道事務所による説明会(合計:約120名)

日程: 令和6年5月24日(金)

・出 席 者: 事務所職員、現場技術員(監督補助ほか)

施工業者43社

管内6自治体(佐賀市、大川市、柳川市、みやま市、

大牟田市、荒尾市)

大牟田労働基準監督署

・マスコミ: 九建日報、佐賀建設新聞、有明新報

■大分ブロック(大分・佐伯・山国川)による説明会【予定】

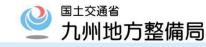
•日 程: 令和6年6月12日(水)予定

·出 席 者: 事務所職員、現場技術員、施工業者、自治体等々





適切な設計変更のために(1) ~施工条件明示の徹底~



工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケー スが見受けられる。

業界団体からの意見

- 〇借地が必要であるのに、明記されていない。
- 〇概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- ○支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない

等

適切な条件明示の徹底を図るため、 「土木工事施工条件明示の手引き(Ver. 2.0)」を作成し、 令和5年12月に事務所に通知。

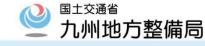




具体的な明示例

- ●用地関連(借地に関する条件の明示)
 - ⇒本工事の施工に必要となる参考図に示す用地については、 発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、〇年〇月〇日以降を予定している。
- ●支障物件関連(移設完了時期の明示)
 - ⇒本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○(電気・電話・ガス・ 水道等)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、〇年〇月〇日頃の予定である。
- ●「その他」に記載
 - ⇒着手後の現場相違も想定した上で、事前に明確にしておくべき当初設計条件も記載

適切な設計変更のために② ~工事工程クリティカルパスの共有~



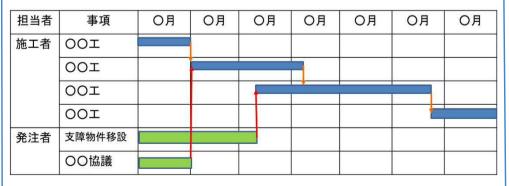
工事工程クリティカルパスの共有

○施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカル パスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共 有することをルール化。

(平成29年度より維持丁事・緊急対応丁事等を除き原則的に全ての十木丁事で適用)

<丁事丁程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書 を作成。
- 施工計画に影響する場合は、その内容と受発注者の責任 を明確化。
- 施工途中に受注者の責によらない工程の遅れが発生した 場合には、それに伴う必要日数について工期変更を実施。



クリティカルパスを含む工事工程(イメージ)





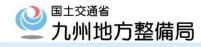




工期の変更・間接工事費の変更

- ○一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任 がない中で工期を延期した場合(天候要因等の 場合)には、積算基準に基づき、間接工事費を変
 - ※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による 休日日数を条件明示する。
- 〇また、令和2年度に算定方式の係数見直し

適切な設計変更のために③ ~見積の活用~



■厳しい施工条件を踏まえ、見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

<<u>設計変更の対象とする直接工事費</u>>

- ブロックエの不足する地域における間知ブロック張工
- •河川維持工(伐木除根工)
- ・砂防工(コンクリートエ、鋼製砂防工、仮設備工等)
- 電源設備工(発電設備設置工、無停電電源設備設置工)
- ・交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる路面切削工(路面切削)、舗装打換え工(基層・中間層・表層)、切削オーバーレイエ(切削オーバーレイ)、オーバーレイエ(基層・中間層・表層)
- ・過去に同一地域で不調・不落の要因となった工種と同種及び類似の工種

く<u>設計変更の対象とする間接工事費</u>>

- ・遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
- ・地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等の費用
- ・運搬費、役務費(資機材置き場の確保が困難な工事等)
- 安全費(交通集中が見られる地域等)

適切な設計変更のために4~3者合同現地調査~



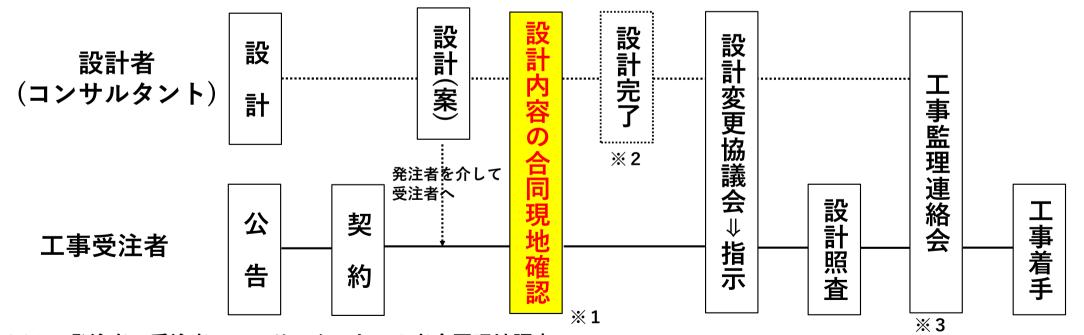
業界の意見

特に概算発注方式の場合、一部現地に合わない設計が見受けられる。

新たな対応

合同現地確認の実施

原則として、設計成果を受注者に指示する前に発注者、受注者、設計者の3者にて 現地の確認を行い、設計精度の向上を図る。(概算発注の特記仕様書に追加)



- ※1:発注者、受注者、コンサルタントの3者合同現地調査
- ※2:合同現地確認の結果、必要に応じて設計の修正を行う。修正の必要ない場合は、設計変更協議会にて審議
- ※3:必要に応じて工事監理連絡会を実施

「2024働き方改革対応相談窓口」の設置について



24年4月から建設業に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、受注者等からの各種相談窓口(「2024働き方改革対応相談窓口」)の設置を検討。

新たな対応

- ●相談窓口の設置
- ①総合的な相談窓口として、各事務所の技術副所長等を相談窓口とし、技術副所長等が
- <u>一括して相談を受け</u>、24年4月からの罰則付き時間外労働規制に向けて適切に対応する。

問合せ先:各事務所HP(URL: https://www.qsr.mlit.go.jp/links/index.html#jimusyo)

(※営繕及び港湾空港事務所除く)

②企画部技術管理課においても、相談窓口を設置。

問合せ先:・企画部技術管理課:092-476-3546

• いきいき現場づくり(URL: qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html)

現場との積算・歩掛の乖離に伴う相談窓口、資機材の高騰、納期の遅れ等の相談窓口

としても、引き続き技術副所長等が一括して相談を受け、適切に対応する。

統一現場閉所の取り組み



- 〇九州地方整備局、沖縄総合事務局、九州・沖縄各県・政令市において、建設業の働き方改革を推進するため、共通目標を設定し取り組んでいる。
- 〇共通目標の1つとして、令和2年度より「統一現場閉所日」を設定しており、令和6年度は毎月第4土曜日を統一現場閉所日とすることとしている。また、各県が独自に実施している統一現場閉所の取り組みを県内の各機関※も推進する。
 - ※令和6年度共通目標記者発表URL(九州地整HP内): http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r5/24031801.html



【令和6年度の九州・沖縄ブロック統一ポスター】

【統一現場閉所日の設定状況】

	1		
	R 4	R 5	R 6予定
九州・沖縄ブロック	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
九州地方整備局	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
沖縄総合事務局	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
福岡県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
佐賀県	毎月第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月毎週土曜日
長崎県	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日
熊本県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
大分県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
宮崎県	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日
鹿児島県	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第3・第4土曜日	毎週土曜日
沖縄県	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
北九州市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
福岡市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
熊本市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日

【※取り組みを推進する機関】

国:九州地方整備局、沖縄総合事務局

県 : 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

政令市: 北九州市、福岡市、熊本市

工事関係書類の様式の統一化

21

23

様式-13

様式-14

様式-15

様式-16

様式-17

工事事故速報

認定請求書

工事履行報告書

指定部分引渡書

指定部分完成通知書



- 〇九州地方整備局、沖縄総合事務局、九州・沖縄各県・政令市において、建設業の働き方改革を推進するため、共通目標を設定し取り組んでいる。
- 〇共通目標の1つとして、令和2年度より「工事関係書類の様式の統一化」を設定し取り組みを進めており、令和5年度末時点で全43様式のうち31様式(72%)の統一化を実施済み。令和6年度中に全様式の統一化を実施する予定。
 - ※令和6年度共通目標記者発表URL(九州地整HP内): http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r5/24031801.html

	様式番号	書類名称等		様式番号	書類名称等
1	様式-1	現場代理人等通知書	26	様式-18	工事出来高内訳書
2	様式-1(2)	経歴書	27	様式-19	請負工事既済部分検査請求書
3	様式-1(3)	現場代理人等変更通知書	28	様式-21	修補完了届
4	様式-2	請負代金内訳書	29	様式-22	部分使用承諾書
5	様式-3(1)	工程表	30	様式-23	工期延期届
6	様式-3(2)	変更工程表	31	様式-24	支給品受領書
7	様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	32	様式-25	支給品精算書
8	様式-5	請求書(前払金,中間前払金,指定部分完済払金,部分払金,完成代金)	33	様式-26	建設機械使用実績報告書
9	様式-5(2)	請求内訳書(部分払)	34	様式-27	建設機械借用・返納書
10	様式-5(3)	請求内訳書(国債部分払)	35	様式-28	現場発生品調書
11	様式-5(4)	請求内訳書(指定部分払)	36	様式-29	完成通知書
12	様式-6(1)	V E 提案書(契約後VE時)	37	様式-30	引渡書
13	様式-6(2)	V E 提案書(契約後VE時)	38	様式-31	出来形管理図表
14	様式-6(3)	V E 提案書(契約後VE時)	39	様式-31-2	出来形合否判定総括表
15	様式-6(4)	V E 提案書(契約後VE時)	40	様式-32	品質管理図表
16	様式-7	品質証明員通知書	41	様式-33	品質証明書
17	様式-9	工事打合せ簿(指示,協議,承諾,提出,報告,通知)	42	様式-34(1)	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)
18	様式-10	材料確認書	43	様式-34(2)	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)
19	様式-11	段階確認書			
20	様式-12	確認・立会依頼書			

工事及び業務における現場環境改善(ウィークリースタンス)の取組



- 全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定。
- ●標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡 に関すること」を設け、現場環境改善に努める。

(1)目的

2024年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2)対象

<u>全ての工事・業務を対象</u>(災害対応等緊急を要する場合は除く)

(3)取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

- 1)標準項目
- ①依頼日・時間及び期限に関すること
 - 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。
- ②会議・打合せに関すること
 - 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
 - •打合せはWEB会議等の活用に努めること。
- ③業務時間外の連絡に関すること
 - ・業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール含む。)
 - 受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。
- 2)追加項目

その他について、受発注者間において確認のうえ決定しても良い。

(4)進め方

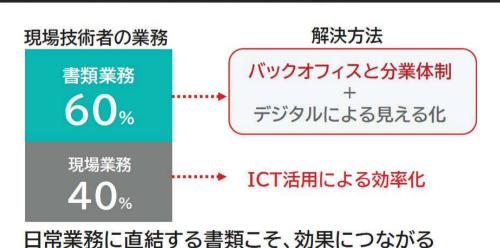
受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。

建設業における新しい職域「建設ディレクター」



- ○建設ディレクターとは、ITとコミュニケーションスキルで現場を支援する新しい職域です。 現場技術者の負担を軽減し、作業の効率化と就労時間の短縮を図る効果的な取組として 「働き方改革への取組」にも繋がります。
- ○工事施工に係るデータの整理及び処理、提出する書類の作成やICT業務等を行い、専門スキルを身に着け、現場とオフィスをつなぎ・支援することで、技術者が品質管理や技術の継承などに集中する環境をつくります。ポータブルスキルを身につけることでライフステージに左右されない安定した雇用が保たれ女性や若手の業界進出、多様な人材の活躍にも繋がっています。

新しい職域「建設ディレクター」の創出



〇一般計団法人建設ディレクター協会

建設ディレクターとは

ITとコミュニケーションで現場を支援する新しい職域

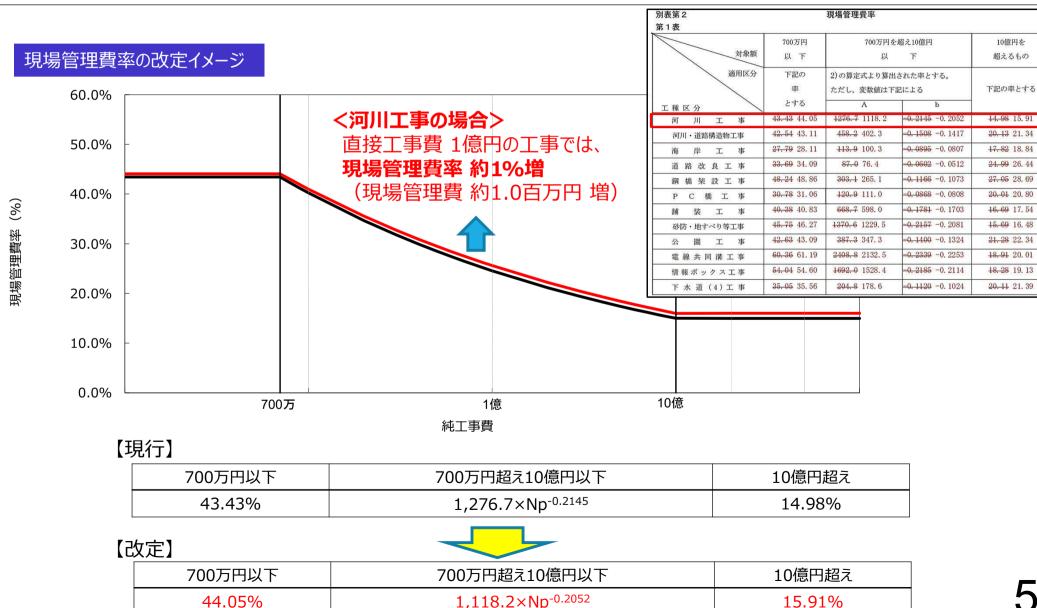
技術者の業務をワークシェアリングし、書類作成やデータ整理、ICT業務を担う人材です。 技術者とともに技術・知識の向上や業務効率化、生産性向上に取り組みます。



時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し



○ 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映



建設業の魅力発信の取り組み



令和4年度の合意事項から「建設業における魅力発信の取組拡大」を新規で追加し、各機関において業界団体の協力を得ながら、 小中学生や高校生、親子向けの現場見学会や体験会等を実施。令和6年度も継続して実施し、建設業の魅力発信の拡充を図る。

<令和5年度の主な取り組み状況>



【大分県】

- ・女性活躍の拡大に向けたスキルアップセミナーや交流会の開催
- ・小中学生を対象にした「土木・建築おしごと教室」を開催
- ・最新のICT技術の活用を体験するバスツアーを開催



【沖縄総合事務局・沖縄県】

- ・現場体験会を開催
- ・VR体験、ハーネス着用体験等
- ・建設現場親子バスツアーを開催
- ・クレーン操作体験等











【福岡市】









- ・職場見学会の実施
- ・出前講座の実施
- ・カレンダー配布
- ・SNSの活用



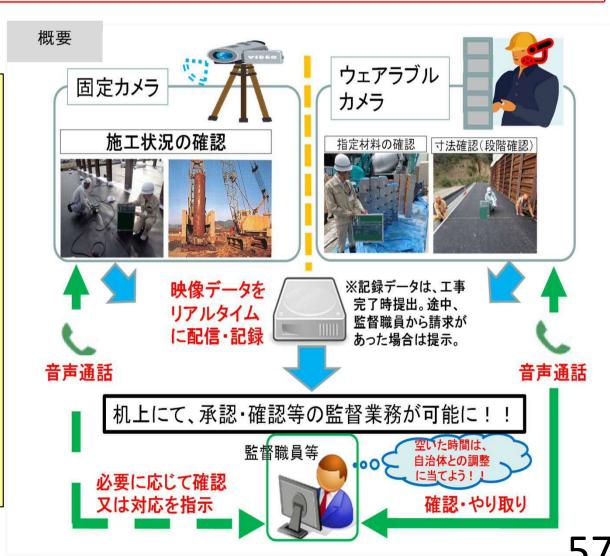


遠隔臨場への取り組み【施工段階】



〇対象工事については、遠隔臨場の対象工種がある工事 は原則、全ての工事に適用する

- 遠隔臨場の対象工種がある工事 が対象。
- ・受発注者間にて協議の上、適用 する工種・確認項目を選定する。
- 実施にかかる費用の全額を発注 者が負担。
- 実施しなくてもペナルティはなし。

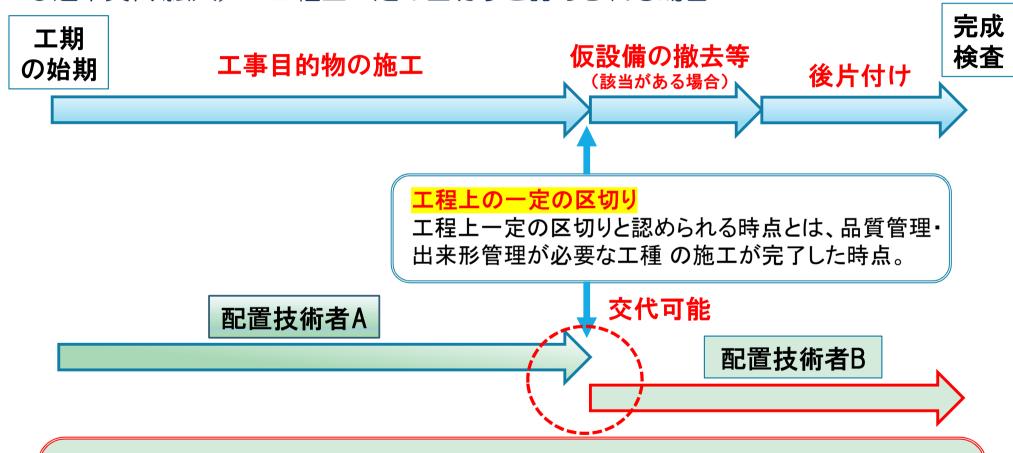


配置予定技術者の途中交代【施工段階】



九州地方整備局では、「監理技術者等の途中交代可能なルール」を策定

〇途中交代(拡大) : 工程上一定の区切りと認められる場合



交代後の配置技術者(B)の資格要件

- ・交代後の配置予定技術者については、当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格 (「同種工事の経験を有する者」は除く)を満足するものであれば途中交代を認める。
- ・交代前の配置技術者と同等(総合評価の加算点数)以上である必要はない。



「書類限定検査の実施」を標準化

※「低入札価格調査対象工事」、「監督体制強化工事」、又は「施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事」は適用外

書類限定検査とは?

- 〇検査時(完成・中間)を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重 複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減を行うことで技術検査官に よる資料検査の効率化を図る。
- 〇技術検査官は、検査時に下記の10種類に限定して資料検査を行う。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧材料品質証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

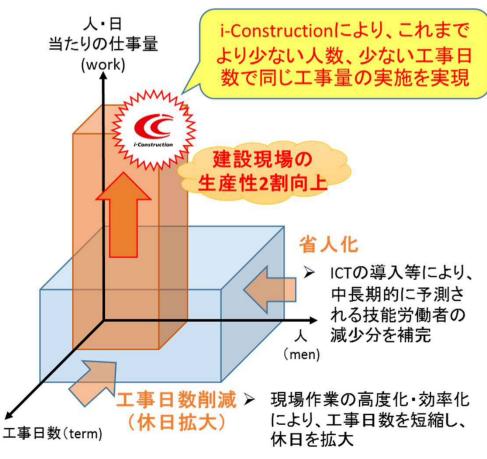
技術検査官の検査時の書類を 44種類 → 10種類 に削減

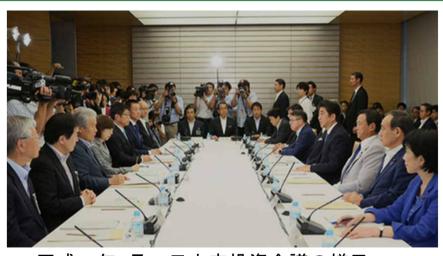
i-Construction ~建設業の生産性向上~



- 〇平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、 建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す方針が示された。
- 〇この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、測量にドローン等を投入し、施工、検査 に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐなど、新たな建設手法を導入。
- 〇これらの取組によって従来の3Kのイメージを払拭して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、 全国の建設現場を新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある現場に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】





平成28年9月12日未来投資会議の様子

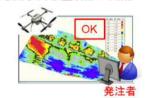


ドローン等による写真測量等により、 短時間で面的(高密度)な3次元測量 を実施。 ②ICT建設機械による<u>施工</u> 3次元設計データ等により、 ICT建設機械を自動制御し、 建設現場のIoTを実施。



③検査の省力化

ドローン等による3次元測量を活用 した検査等により、出来形の書類が 不要となり、検査項目が半減。



i-Construction

測量

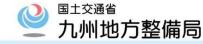
設計· 施工計画

施工

検査

ICTの土工への活用イメージ(ICT土工)

i-Construction トップランナー施策(H28~)



ICTの全面的な活用(ICT施工)

- 〇調査・測量、設計、施工、検査等のあ らゆる建設生産プロセスにおいてICTを 全面的に活用。
- ○3次元データを活用するための各種の 新基準や積算基準を整備。
- ○国の大規模土工は、発注者の指定で ICTを活用。中小規模土工についても、 受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 〇全てのICT土工で、必要な費用の計上、 工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》



ドローン等を活用 し、調査日数を削

《3次元データ設計図》



3次元測量点群デー タと設計図面との差 分から、施工量を自 動算出

《ICT建機による施工》



3次元設計データ 等により、ICT建 設機械を自動制御 し、建設現場の ICT化を実現。

全体最適の導入

(コンクリートエの規格の標準化等)

- 〇設計、発注、材料の調達、加工、組立等 の一連の生産工程や、維持管理を含めた プロセス全体の最適化が図られるよう、全 体最適の考え方を導入し、サプライチェー ンの効率化、生産性向上を目指す。
- ○高流動コンクリートや鉄筋のプレハブ化 およびプレキャストの適用範囲拡大などに ついてガイドラインを策定。
- 〇部材の規格(サイズ等)の標準化により、 プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などのエ 場製作化を進め、コスト削減、生産性の向 上を目指す。



工程改善

コンクリートエの生産性向上のための3要素

(例) 鉄筋のプレハブ化、埋設型枠の活用 現場打ちの効率化 クレーンで設置 中詰めコン打設

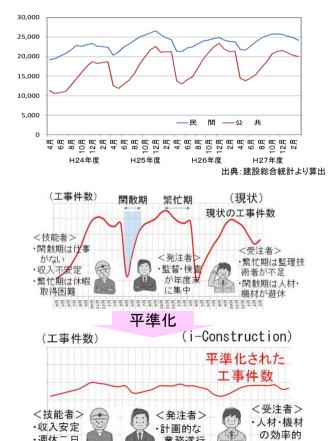
プレキャストの進 (例) 定型部材を組み合わせた施工



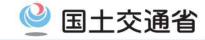


施工時期の平準化等

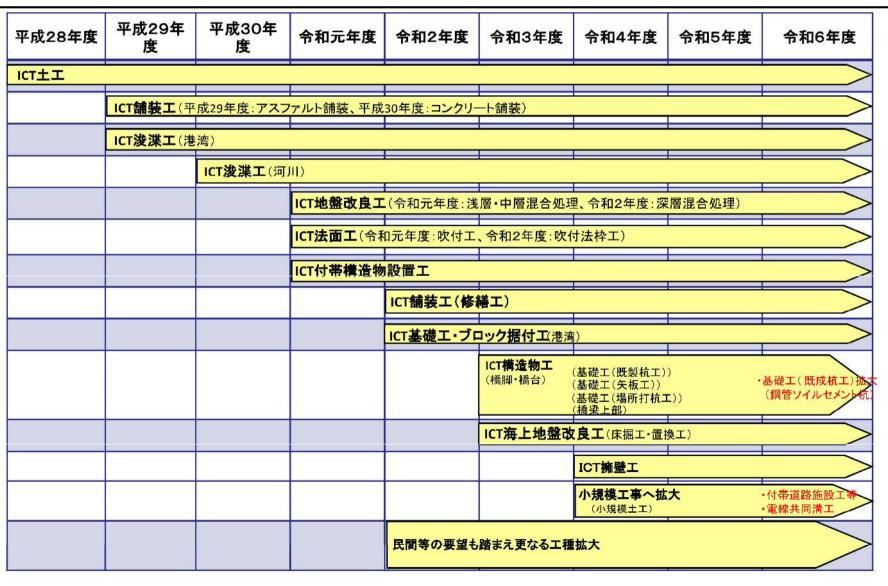
- 公共工事は第1四半期(4~6月)に 工事量が少なく、偏りが激しい。
- 適正な工期を確保するための 2 か年国債を設定。H29当初予算 においてゼロ国債を初めて設定。



i-Constructionに関する工種拡大



- 〇国交省では、ICTの活用のための基準類を拡充しており、令和3年度から構造物工へのICT活用を推進。令和6年度から既成杭工(鋼管ソイルセメント杭工)の適用を開始
- 〇中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模工事への更なる適用拡大を推進し、令和6年度から付帯道路施設工、電線共同溝工の適用を開始



ICTアドバイザー制度の概要



国、地方自治体等の発注者及び地域を担う地元企業が、ICT技術の先駆者である「ICTアドバイザー」から、技術 修得や能力向上へのアドバイスを受けられる什組みをつくり、ICT施工の更なる普及促進を図る



企 九州地方整備局

- ・ICTアドバイザーの公募
- ・アドバイザー登録、名簿公表

<募集区分>

I:3次元計測関係

Ⅱ:3次元設計データ作成関係

Ⅲ:ICT建設機械による施工関係

IV: 3次元施工管理関係

V:総合マネジメント

VI:ICT施工の研修・講習会

<応募要件>

- ・工事又は関連業務における I ~ Vの区分の実績
- ・ICT施工に関するアドバイスや普及・支援活動等 又は研修・講習会等の実績
- <仟期> 無期限
- <支援に要する費用> 技術支援に対する費用は原則無償 ただし、旅費交通費や研修・講習会に要する 機材等の費用はアドバイザーと依頼者にて決定

登録•公表

開始連絡 報告書提出

ICTアドバイザー

36社を登録 (令和4年2月14日時点)

- ●技術支援
 - ·助言、技術的指導
 - ・各種研修、講習会等への協力
- ・依頼の内容を確認し支援の可否を判断
- ・支援の開始及び終了時に所定の様式にて 九州地方整備局へ報告

第1次登録 :令和3年11月24日 第2次登録 :令和4年 2月14日

※随時受付

4月、7月、10月、1月末日時点で

リストを修正

技術相談

技術支援 ※原則無償

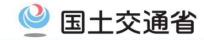
発注者

施工者

・アドバイザー選定、依頼

- ・ICTアドバイザー名簿に基づきアドバイザーを選定し依頼
- ・ICT機器の使用・施工方法、出来形管理等について 支援依頼
- ・研修、講習会開催に向けてのアドバイス又は講師派遣依頼

「ICT施工eラーニング」について



- インフラDXを推進する取組の一環として、ICT施工に関する普及促進と人材育成を目的に、ICT施工eラーニングを構築
- 学生や若手技術者に興味を持ってもらえるよう動画による学習プログラムを採用

ICT施工 eラーニングの特長

- ネット環境があれば、いつでもどこでも学習が可能
- ・非接触型の学習方法のため、コロナ禍における感染防止対策に寄与
- ・受講完了時に受講証明書を発行。 CPD(建設コンサルタンツ協会)の単位やCPDS(全国土木施工管理 技士会連合会)のユニットの申請に活用可能

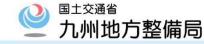
アクセス先: http://www.ictc-e-learning.qsr.mlit.go.jp

▼進行役のナビゲーターがご案内

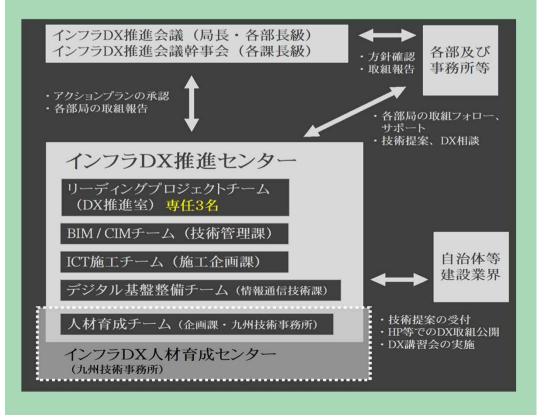




九州地方整備局のインフラDX推進体制について



- ・令和3年4月 九州地方整備局にインフラ DX推進センターを設置。
- ・センター長(企画部長)、副センター長 (4名)を中心として整備局のDXを推進。
- ・インフラDX推進室では、室長(副センター 長)+3名のDXを専門に行う職員、2名の 併任職員を配置。



- ・インフラDX推進室は、整備局6Fに設置したインフラDXラボを拠点とし、災害対応や通常業務における「新しい働き方」を推進。また、そのためのデジタル技術の開発・実証実験等を実施。
- ・VR、クラウド、メタバース技術の普及やそれらを用いた新たな技術伝承にも取り組んでいる。







インフラ分野でのメタバースの活用①



○注目されるメタバース

メタバースとは「Meta(超越)」と「Universe(世界)」を組み合わせた造語。

オンライン上に三次元コンピュータグラフィックスで仮想の世界を構築し、アバターと呼ばれる自分の分身で参加、相互にコミュニケーションしながら様々な活動を行う、将来インターネットが到達すると考えられる技術。

○九州地方整備局の取り組み

インフラ分野には、国土の正確なデジタル測量データが多く蓄積されている。

しかし、それらのデータを用いてメタバースやデジタルツインを作成・活用するという発想が乏しく、今まであまり活用されていなかった。

九州地方整備局では、インフラ分野が保有するデジタルデータを用いたメタバース・デジタルツインの作成・活用手法を開発、また技術等を公開し講習会や講演・専門誌等への掲載を行うことで普及促進を図っています。



UE(EPIC)と連携した ゲームエンジンによるメタバース



ソニーと連携した 空間再現技術



日本マイクロソフトと連携した 複合現実技術 66

インフラ分野でのメタバースの活用②



九州地方整備局では新たなデジタルデータの活用手法として、インフラ分野でのメタバース活用技術を開発。全国で初めて山国川下流地区かわまちづくりの住民説明会において、社会実装した。

さらに、本技術の普及のため、マニュアルや動画、無償のプログラム、3Dモデルなどを公開。また、学会での発表、大学での講義、自治体・関連団体での講演、 youtube等への出演等を実施。多くのメディア(TV・新聞・専門誌等)に掲載された。



【山国川での活用内容】

- ・メタバースを用い大型スクリーンで整備概要紹介
- ・質疑応答時に該当箇所をスクリーンに映し説明
- ・ヘッドマウントでスプレイを用い、仮想世界を「体験」



【様々なツールを無償で公開】整備局HPから、マニュアル、解説動画、BIM/CIMとのデータ変換プログラム、植生の3Dモデル等を無償で公開。







【道路事業でもメタバース】 博多バイパス(下臼井〜空港口) の事業着手式でもVRゴーグルで完 成後の世界を来賓の皆さまが体験。

3D点群計測の活用

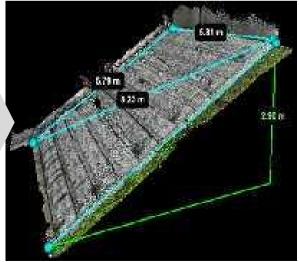


- ○iPhoneやiPadに搭載されているLiDARにより、対象物の三次元データが取得可能。 誰でも容易に三次元データを取得することが可能であり、従来のポールや巻き尺等の機器を一部置き換えることが可能。
- ○ドローンがあれば、上空からの俯瞰的な現地状況(定性的な確認)が把握でき、SfM技術により点群を作成すれば距離・高さ・断面図などの計測が可能。

iPhoneに搭載された測距用Li DAR。GNSSレシーバとの組 み合わせによりさらに高精度の 三次元データが計測可能







試験堤防の三次元データをiPhoneのLiDARにより計測し収集



ドローンを活用した360°写真

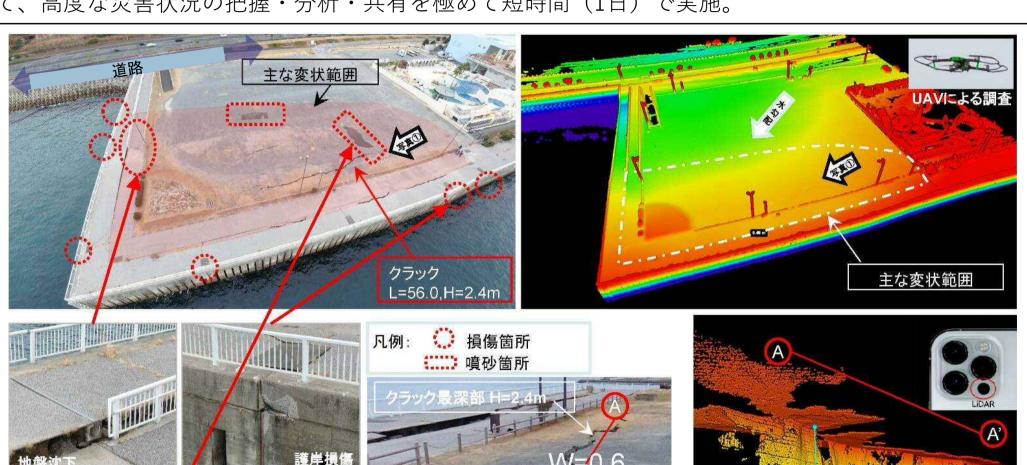


ドローンを活用した点群(計測可能)

デジタル技術を活用した「災害調査」



○令和4年1月22日に発生した日向沖地震では、DX(ドローン、VR、点群データ、クラウド)を用いて、高度な災害状況の把握・分析・共有を極めて短時間(1日)で実施。

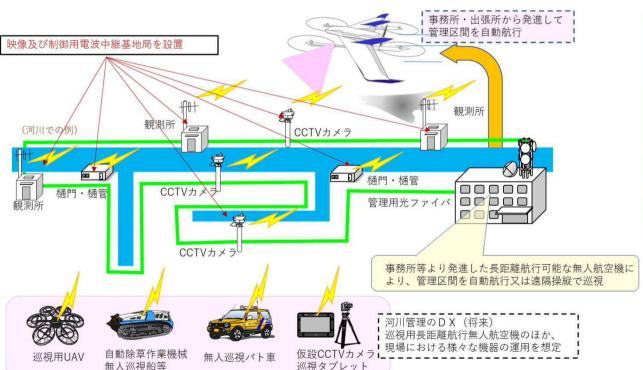


河川巡視支援システム (仮称)を活用したVTOL機長距離航行実証実験 国土交通省

- ■河川巡視用のVTOL[※](垂直離着陸)無人航空機により、長距離区間を巡視飛行する実証実験を実施。 河川上空における自営通信網を用いた無人航空機の長距離飛行は全国初の試み。
- ■K-PASSの整備により、管理用ドローンの航路制御や無人除草機械の遠隔制御、無人巡視船や巡視口 ボット等が安定して運用可能となるなど、大幅なDXの実現、河川管理の効率化が期待される。

XVertical TakeOff Landing aircraft

河川管理支援システムK-PASS(仮称)の概要



時:令和5年3月16日(木)

離陸場所:耶馬溪ダム分室駐車場

着陸場所:山国川河川事務所対岸(左岸大堰魚道) 最大飛行時間:30分 飛行距離:約25km

今回の実証実験のフィールドと概要





インフラDX合同研修会の開催状況



- ◆令和3年度秋季の九州・沖縄ブロック土木部長等会議で、令和4年度の共通目標としてインフラDXの普及・拡大に向けて 「国・県・政令市合同のインフラDX研修会を開催する」とされており、合同の研修会等を実施しているところです。
- ◆令和5年度は、福岡県、長崎県、大分県、鹿児島県、福岡市と合同研修会を実施 (その他、学生や建設業協会、建設コンサルタンツ協会等向けにも実施)

実施内容

九州地方整備局のインフラDXの取組紹介(災害調査のデジタル技術紹介等)【講座】 360° カメラの撮影、スマートフォンを用いた点群計測、VRゴーグル等【体験】

R5.6.13 大分県







R5.7.20 九州大学







R5.7.21 鹿児島県







R5.10.23 大分県BLOCKS※







※大分県建設産業女性活躍加速化促進事業

公共工事の現状と今後の取り組み(九州地方整備局HP)



〇各種情報提供資料を九州地方整備局のHPに掲載しています。

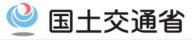
【掲載箇所】九州地方整備局HP

URL: https://www.qsr.mlit.go.jp/site files/file/r6kokyokoujinogenjo.pdf

QRコードによるアクセス



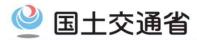




(資料:港湾空港部) 港湾工事における取り組み



休日確保に向けた取り組み



①休日確保評価型試行工事の見直し

・令和6年4月からの改正労働基準法の完全施行に合わせ、 「週休2日」「4週8休」の加点を廃止

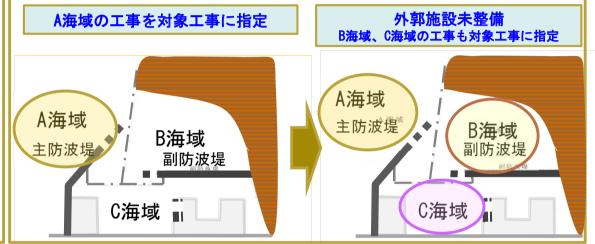
現場閉所 工事種別	週休2日	4週8休
陸上工事	2.0点	1. 0点
海上工事	2. 0点	2.0点

※各種補正の取り扱いについては、現在検討中

②荒天リスク精算型試行工事の継続実施

〇<u>作業船を使用する海上工事を対象に</u>、発注者が荒天等による <u>休止に伴って生じた追加的経費(運転日数・供用日数(休日・</u> 不稼働日)) の精算とともに必要に応じて工期を延伸

・対象工事は発注時期と工期設定を考慮して選定する。

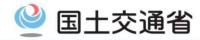


③休日確保評価型試行工事(工期指定)の継続実施

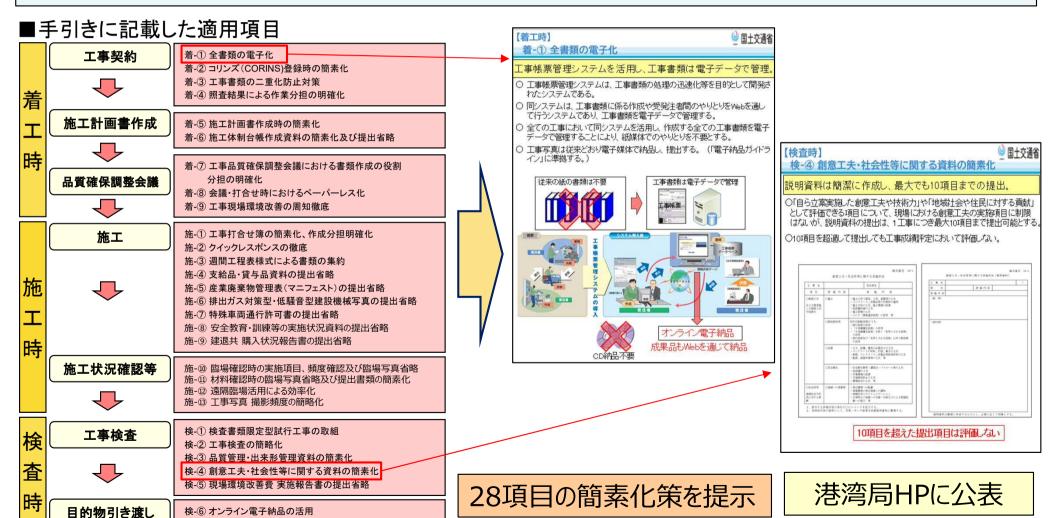
|○事情により工期の延伸が困難な工事に対し、<u>休日確保評価型試行工事(工期指定)を設定</u> |し、交代制導入、施工機械規格変更、プレキャスト部材導入等により工事における休日確保 |を図る



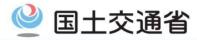
「港湾工事関係書類スリム化の手引き」の策定



- ◆ 令和6年4月の改正労働基準法の完全施行にあわせて、現場技術者の時間外労働の大きな要因である工事 関係書類の簡素化を目的として、「港湾工事関係書類スリム化の手引き」を策定する。
- ◆ 同手引きに基づき、書類作成に係る受発注者間の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会 議の活用等を推進し、受発注者間双方の働き方改革を実現する。



検査書類限定型試行工事の実施



◆ 令和6年4月の改正労働基準法の完全施行にあわせて、工事検査の必要書類を限定し、検査に係る受発注 者の負担軽減を目的とした試行工事を実施。

◆ 検査書類の限定



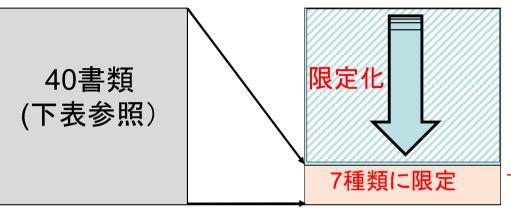
- ◆ 準備作業の軽減
- ◆ 検査時間の短縮
- ◆ ペーパーレス化



- ◆ 建設業界の働き方改革
- ◆ <u>時間外労働の削減検査業</u> 務の効率化

に寄与

これまでの検査書類 検査書類限定型の検査書類



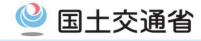
- ①施工計画書
- ②施工体制台帳
- ③工事打合せ記録簿
- 4 材料品質証明資料
- 5出来形管理図表
- 6品質管理図表
- ⑦工事写真

※7種類以外の書類は施工プロセスチェックや監督職員の検査書類確認により評定に反映

■工事検査書類一覧

番号	工事検査書類	番号	工事検査書類	番号	工事検査書類		工事検査書類
1	請負代金内訳書	11	工事打合せ簿(指示・協議・承諾・提出・報告・通知)	21	出来形管理図表(既済部分検査)	31	新技術活用関係資料
2	工事工程表	12	近隣協議資料	22	修補完了届	32	出来形管理図表(完了検査)
3	建退共掛金収納書	13	工事材料検査書	23	部分使用承諾書	33	品質管理図表
4	V E 提案書(契約後VE時)	14	施工状況、立会 検査書	24	寄託物品・支給材料・貸与物件 要求書	34	工事写真
5	再生資源利用計画書	15	材料検査、立会、施工状況検査願	25	異議申立書	35	技術提案履行報告書(総合評価実施報告書)
6	再生資源利用促進計画書	16	休日・夜間作業届	26	寄託物品・支給材料・貸与物件 受領書・借用書・返還書	36	イメージアップの実施状況
7	施工計画書	17	安全教育訓練実施資料	27	支給材料精算書	37	創意工夫・社会性等に関する実施状況
8	施工条件確認請求書	18	工事履行報告書	28	寄託物品・支給材料・貸与物件 滅失届・き損届・返還不能届	38	工事完成図
9	施工体制台帳	19	材料品質証明資料	29	現場発生品調書	39	再生資源利用実施書
10	施工体系図	20	出来形管理図表(完済部分検査)	30	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	40	再生資源利用促進実施書

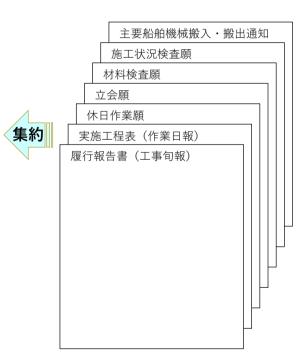
九州地方整備局における工事書類簡素化の取り組み



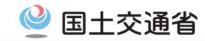
- 〇これまで、「指示・協議・承諾等を打合せ簿に集約することや、複数の提出書類を「週間工程表」に集約する」等により、工事 関係書類の削減を図ってきた。
- 〇一方、工事関係書類のうち「設計変更に関する書類」が大量であり作業に最も多くの時間を要し、時間外労働の主な要因と なっていることから、更なる負担軽減のため、設計変更に関する書類の簡素化の取組が急務。

【提出書類の「週間工程表」への集約】

								週	間 :	C 程	表								
エ事〇〇港ブ	ロック製作工	事				_									現場化	代理人		I P	事 好 男
実施予定											1 0 /00	1 0 /00							
エ種・種	別・細 別	月日曜日	9/17 ±	9/18 日	9/19 月	9/20 火	9/21 水	9/22 木	9/23 金	9/24 ±	9/25 日	9/26 月	9/27 火	9/28 水	9/29 木	9/30 金	出来記		備考
		天気				丟	晴		县								実施	数量	
準 備 工		1式															100	0.0	完了
被覆・根固コ	-	1式															47	.4	
			休	休	休			休		休	休						(個)	(個)	
						型枠組立	型枠組立	-	型枠組立			型枠組立	型枠組立	型枠組立	型枠組立	型枠組立			
被覆ブロック 製作	シェークブ ロック4t型	270個	I	I	I	コン打設 9ヶ∑108	コン打設 9ヶΣ 117	ı	コン打設 9ヶ∑126	I	I	コン打設 9ヶ∑135	コン打設 9ヶΣ 144	コン打設 9ヶ∑ 153	コン打設 9ヶ∑162	コン打設 9ヶ∑171	打設累計 128	残数量	
						脱枠・転置 9ヶΣ90	脱枠・転置 9ヶΣ99		脱枠・転置 9ヶΣ108			脱枠·転置 9ヶΣ117	脱枠・転置 9ヶΣ126	脱枠・転置 9ヶΣ135			転置累計 108	残数量	
後片付けエ	"	1式																	
									9:00~ コンクリート 現場試験			9:10~ 積載重量確認 中央生コン			9:00~ コン打設 現場立会	15:00~ コンクリート 強度試験	進捗		9月30日までの 計画進捗率(%
検査及び立会確認等		等				バックホウ (0.45m3)No 5搬出						バックホウ (0.45m3)No 6搬出				中央生コン			
									10:00~							10:00~ 週間工程	実績 予定		54.6
	記事								週間工程 会議 災害防止 協議会							週 间 工程 会議			



港湾工事へのプレキャスト工法導入促進に向けた取り組み

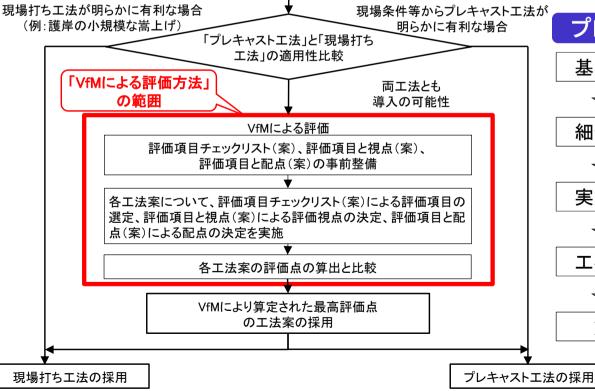


◆ 港湾工事における生産性向上や就労環境の向上に効果が期待される「プレキャスト工法」の現場への適正な 導入に向けて、令和5年度にマニュアルを整備するとともに工事や設計業務での試行を開始。

プレキャスト工法導入検討プロ一図 プレキャスト工法導入検討開始 ◆ 条件の整理 ・基本条件(供用時期、事業費) ・環境条件(冬季の低気温、潮位差による作業制限、波浪等) ・調達条件(生コン工場の位置、繁忙状況等) ・施工条件(狭隘な施工場所、起重機船の使用可否、安全性等) ・維持管理条件(隣接含む施設の利用状況等)







プレキャスト工法導入促進に向けた試行

基本設計



細部設計



実施設計



工事発注



施工

【実施段階】

・設計時、工事発注前など、工法選択の余地のある状況の場合。

対象】

・プレキャスト工法、現場打ち工法の両方とも適用可能であり、若干プレキャスト工法が割高な構造物(全件対象)

Type1:VfMによる採点を実施して工法を選定する業務・工事

【実施内容】

- VfMにより採点を行い、その結果優位な工法を選定。
- ・工事終了時、評価項目の妥当性等のアンケートを実施

Type2:現場打ち工法を選定済の工事

【実施段階】

・工事発注段階で、<u>現場打ち工法を採用している</u>場合。

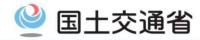
【对家】

・プレキャスト工法への変更の余地がある工事(全件対象)。

実施内容】

- ・品質確保調整会議において、受発注者協議により試行可否を選定。 (特記仕様書に試行工事の旨を明記して発注。記載の無い工事も追加変更可)
- VfMにより採点を行い、プレキャストが有利であれば協議の上設計変更。
- ・工事終了時、評価項目の妥当性等のアンケートを実施。

中小企業向けICT活用施工管理モデル工事の見直し



- ◆ 中小企業のICT活用推進を目的として、令和3年度よりモデル工事として、試行3項目(遠隔臨場、小黒板情報電子化、電子検査)の導入を工事成績評定で加点評価。この結果、<u>試行3項目について現場での定着が図られたことから、工事成績評定での評価対象外</u>とする。
- ◆ 令和6年度からは、モデル工事の対象として、「ICT機器を用いた出来形計測等」及び「施工管理システムを 用いた工事関係書類の作成」を追加し、必要な費用を計上することで、更なるICT活用推進を図る。

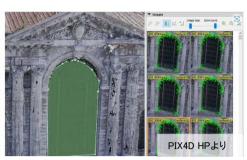
【対象工事】 B等級以下の港湾・海岸工事を対象として、複数件/局以上を対象とする。 (ただし、A等級まで拡大した場合は対象としない)



【参考】中小企業向けICT活用施工管理モデル工事で想定する機器一覧型 国土交通省

(1)汎用型UAV





■活用方法

- •事前測量、施工管理、出来形計測
- ・ヤード内の資材配置検討
- 作業員の安全教育
- ・ガット船上での材料検収

■製品例

- DJI PHANTOM4
- •DJI Matrice 300 RTK
- ・エアロヤンス AS-MC03等

(2)LiDARスキャナ付モバイル機器





■活用方法

- •事前測量、施工管理、出来形計測
- ・仮置土などの土量計測
- ・ガット船上での材料検収
- •配筋検査

■製品例

- •OPTiMGeoScan(測量)
- •Smart Construction Quick3D (測量)
- ガット船測りマス(材料検収)
- ·Modelv(配筋検査)等

(3)地上レーザスキャナ



ニコン・トリンブル HPより

■活用方法

- •事前測量、施工管理、出来形計測
- •配筋検査

■製品例

- TrimbleSX10
- ・GLS-2200シリーズ等

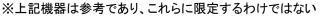
(4) 配筋検査機器





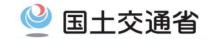
■活用方法

- •配筋検査
- ■製品例
- •AI配筋検査端末 FB-110
- *GeoMation 鉄筋出来形自動検測システム
- ・3眼カメラ配筋検査システム「写らく」等

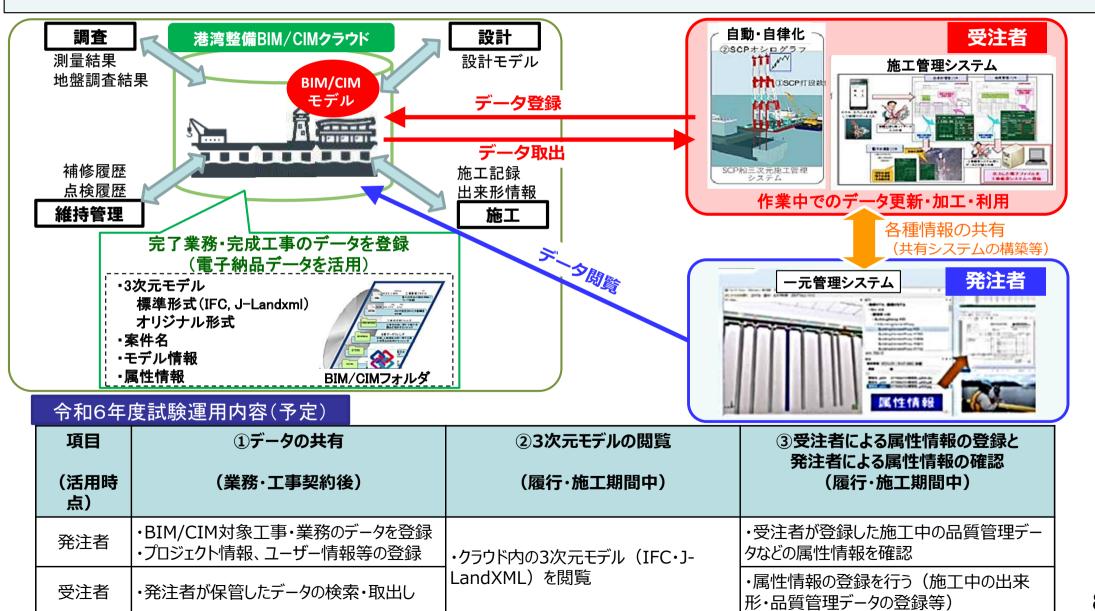


[※]自動追尾機能や自動振向き機能を備えるTS(いわゆるワンマン測量機器)の計測精度や港湾構造物への適用性の確認を行う必要は無いため、本モデル工事では対象外とする

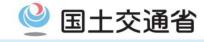
BIM/CIMクラウドの試験運用の開始

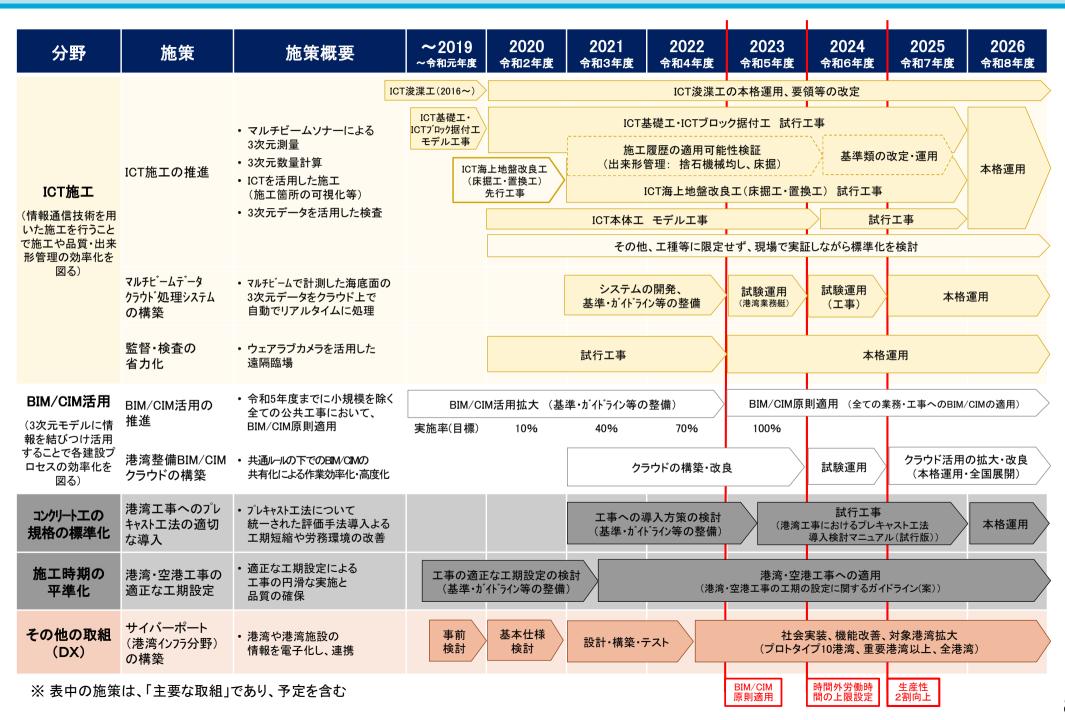


- ◆調査、設計、施工、維持管理までの3次元モデルを、各事業者や受発注者間においてクラウド上で共有するとともに、ソフトウェアに依存しない閲覧機能を付与した「BIM/CIMクラウド」の試験運用を令和6年度から開始する。
- ◆WEBやDXツールの利用を想定し、品質・出来形等のデータ共有場所とすることで、デジタル化の推進を図る。



港湾整備におけるi-ConstructionとインフラDX推進に向けたロードマップ(案)





営繕事業における取り組み

- 1. 営繕事業における働き方改革の主な取組(令和6年度)
- 2. 営繕事業における働き方改革の新たな取組(令和6年度)
- 3. 公共建築工事における工期設定の基本的考え方
- 4. 営繕工事における猛暑を考慮した工期設定の運用について
- 5. 営繕工事における週休2日促進工事について 営繕工事週休2日達成状況
- 6. 営繕工事・業務~ウィークリースタンスの取り組み~
- 7. 官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針

1. 営繕事業における働き方改革の主な取組 (令和6年度)



官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

遃	適正な工期設定・施工時期等の平準化										
	適正な工期設定 等	○ 適正な工期・履行期間の確保(必要な工期・履行期間の延期を含む) ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」・「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保(概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者(監督職員)の確認) ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定									
	週休2日の推進	〇「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 〇「月単位の週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事 〇 工事・業務における現場環境改善(ウィークリースタンスの取組)									

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正
な設定等

施工時期等の

平準化

〇「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定

○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散

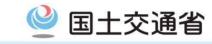
債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用

- ・実勢価格や現場実態の的確な反映・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定
- 〇 施工条件の変更に伴う適切な設計変更
- 〇 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用

生産性向上

土	连性问上					
	ICTの積極的な 活用等	〇 生産性向上技術の活用 ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用 (EIR(発注者情報要件)の適用(新営設計・工事)、BIMデータを活用した積算業務の試行) ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の小黒板情報電子化、ICT建築土工等 〇 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進				
	● 本類の効率化 ○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定					
	関係者間調整 の円滑化	○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書の作成に向けた取組み(設計業務プロセス管理、施工条件の確認等) ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達(期限遵守を契約図書に明記) ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化(「総合図作成ガイドライン(士会連合会)」、BIMの活用) ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化(会議の早期開催、情報共有システムの活用等)				

2. 営繕事業における働き方改革の新たな取組 (令和6年度)



令和6年4月より建設業に時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国土交通省の直轄営繕事業において、 令和6年度より新たに下記の取組を実施し、働き方改革をより一層推進する。

猛暑を考慮した工期設定

- ▶全ての工事において「猛暑による作業不能日数」を 考慮して工期を設定する。
- ▶工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数 が、当初の工期設定における見込みと著しく乖離す る場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変 更することを可能とする。

月単位の调休2日の確保

- ▶ 週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週 休2日促進工事 において、「月単位の週休2日」の 確保に向けた取組を推進する。
- ▶月単位の週休2日に取り組むことを、発注者が指定 する「発注者指定方式」又は受発注者が協議したう えで取り組む「受注者希望方式」により発注する。 (いずれの方式も通期の週休2日は必須。)

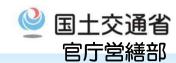
現場環境改善(ウィークリースタンスの取組)

- ▶全ての工事・設計業務等を対象に、現場環境の改 善に向けた取組を実施する。
- ▶ 土日・深夜勤務等を抑制するため、以下に関する取 組を設定するなど、現場環境の改善に努める。
 - ・依頼日・時間及び期限
 - ・会議・打合せ
 - 業務時間外の連絡(ASP、メール等含め連絡しない等)

工事関係書類作成の一層の効率化

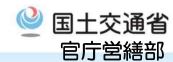
- ▶複数書類に共通する項目(工事件名、工期等)につ いて、一度の入力で各書式に自動で反映される「エ 事関係書類データ入力シート」を作成。
- ▶ 同入力シートについて、作成手順やQ&Aを記載した 「手引き」とともに、国土交通省のホームページから ダウンロードして工事受注者が広く活用可能。

3. 公共建築工事における工期設定の基本的考え方①



- ✓ 平成26年6月に、品確法*1が、建設業法及び入契法*2と一体的に改正され(いわゆる「担い手3法」)、 発注者責務の明確化が図られた中で、「適切な工期の設定に努めること」が規定されました。
- ✓ また、令和元年6月に、新たな課題に対応し、前回改正から5年間の成果をさらに充実するため、「新・ 担い手3法」として、再び品確法、建設業法及び入契法が改正されました。その中で、品確法では休日、準備期間、天候等を考慮した工期設定等について規定され、建設業法では著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されるなど、適切な工期設定についての規定の拡充が図られました。
- ✓ 国土交通省においては、品確法等の趣旨を踏まえ、建築設計団体及び建設業団体の意見を踏まえつつ、公共建築分野の発注者と連携を図り、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(平成 27年10月)を取りまとめ、普及に努めてきたところです。
- ✓ 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」は、「建設工事における適正な工期設定等のため のガイドライン」(建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 *3 平成29年8月策定、平成30年7 月改訂)においても、参考とするよう紹介されています。
- ✓ この「公共建築工事における工期設定の基本的考え方(事例解説)」は、適切な工期設定についての理解を深め、更なる普及を図るために、平成28年6月に取りまとめたもので、今般、「新・担い手3法」を 踏まえ、事例の拡充等の見直しを行いました。
 - *1:「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号、最終改正:令和元年6月14日法律第35号)
 - *2:「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号、最終改正:令和元年6月12日法律第30号)
 - *3:「働き方改革実行計画」(平成29年3月 働き方改革実現会議決定)を受けて平成29年6月に設置

3. 公共建築工事における工期設定の基本的考え方②



◆ 公共建築工事における工期設定の基本的考え方(本文)

第2 適切な工期を確保するための方策

(発注者が調査及び設計、工事発注準備、入札契約及び 工事施工の各段階で取り組む事項)

1. 調査及び設計段階

- (1)次の期間の十分な想定
- ①現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間
- ②設計、入札契約手続及び施工の期間(労務・資機材調達、現場事務所の設置等の準備期間及び施工終了後の自主検査、清掃等の後片付け期間を含む)
- ③近隣等関係者への説明・調整に要する期間
- (2)敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
- (3)図面審査の確実な実施、要求性能と施工中の確認事項の設計図書 への明示

2. 工事発注準備段階

- (1)適切な工期の入札条件への設定
- (2)債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (3)技術者を過剰に拘束しない工期設定

3. 入札契約段階

- (1)明確な質問回答と施工条件の明示
- (2)工期短縮に関する技術提案の禁止

4. 施工段階

- (1)遅滞ない設計意図伝達の実施、迅速な承諾行為、ワンデーレスポンスの実施
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
- (3)関係工事間の調整の適切な実施 全体工期のしわ寄せがないよう設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工 期間を確保する

第3 適切な工期を設定するための留意事項

(発注者は、適切な工期を設定するため、工期の検討に際し、 以下の事項に留意する)

1. 共通事項(抜粋)

- (1)多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因、猛暑による作業不能日及び労働事情、交通事情等の社会的要因を考慮
- (3)週休2日の確保、夏季休暇等、入居官署の行事等による不稼働日等を考慮
- (8) 受電時期及び設備に必要な総合試運転調整期間等の考慮
- (11) 適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合、発注者支援を受ける仕組みを活用する

垒

第4 工期の変更

設計図書の施工条件と現場の状態が一致しない場合等において適切な設計変更等を 実施

◆ 参考事例(不適切な典型的事例)

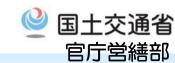
◆ 防止のため注意すべきポイント

※参考事例及びその他類似の事例においても対応していただくよう 整理している。

■ 適切な工期設定に役立つ参考資料

- ○工期設定のイメージ図
- ○適切な工期を設定するためのチェックシート
- ○適切な工期を設定するための事前調査票
- ○木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項
- ○建築工事適正工期算定プログラム(日建連)
- ○自家用電気工作物の設置及び受電時期設定の手引き(電設協)
- ○建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

3. 公共建築工事における工期設定の基本的考え方③



4. 施工段階

考基 え 方 的 (1)設計者が設計意図を遅滞なく工事受注者(以下「受注者」という。)及び工事監理者に伝達することができるよう努める。また、工程に遅延が生じないよう、施工計画、施工図等の承諾を速やかに行うとともに、ワンデーレスポンスの実施に努める。

参考事例

材料(製品)等の決定において、設計者による設計意図伝達、受注者からの提示、 施設管理者との調整といった一連の流れに要する時間の想定が不十分で、内装工 事の着手が遅延した。

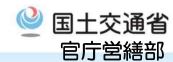
工事の進捗に応じて、遅滞なく設計意図の伝達が行われるよう、<u>設計意図伝達に係る検討・調整に要する時間について考慮しつつ</u>、設計者、受注者、工事監理者及び施設管理者との調整を適切に図ることが必要である。

参考事例

予定の期限までに、発注者が部屋名称を決定して受注者に示さなかったため、中央監視設備のデータ製作に取りかかることができず、工事の完成が遅延した。

工程に遅延が生じないよう、<u>受注者からの質問・協議への回答は</u>、施設管理者、設計者等と必要な調整を行った上、基本的に「その日のうち」に行うこととし、<u>即日回答が困難な場合は回答期限を設定する</u>など、必要な事項の決定を速やかに行う必要がある。

3. 公共建築工事における工期設定の基本的考え方4



考基 え本 方的 (2) 受注者が作成し、発注者が承諾した実施工程表に基づき、工事の進捗状況を的確に 把握し、遅延の有無を確認する。

参考事例

発注者が実施工程を考慮せず設計変更を数度にわたり通知した結果、工事の進捗が遅延した。 _______

設計変更は、<u>実施工程表を踏まえて受発注者の間で協議を行い、実施する</u>必要がある。また、設計変更に伴い実施工程に影響がある場合には、<u>設計変更ガ</u>イドライン※を参考とし、工期延期を検討する。

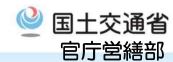
※営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案) http://www.mlit.go.jp/common/001090867.pdf

参考事例

工事現場周辺でも被害が発生した記録的な大雨により、不稼働日が想定を大幅に 上回り、受注者から工期延長の請求を受けたが、協議を円滑に進められなかった。

受注者から<u>実施工程表</u>の提出を受けた際には、<u>その内容(クリティカルパス等)をよく確認</u>のうえ承諾する。施工期間中、受発注者間において<u>実施工程表を基に工事の進捗を確認</u>し、<u>遅れが生じている場合は、その要因、以降の工程への影響等について情報共有</u>を図り、工期延長が必要となる可能性を早く把握できるようにする。

3. 公共建築工事における工期設定の基本的考え方⑤



考基 え 方 的 (3) 一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間 (分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。

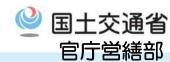
参考事例

建築、電気設備、機械設備の分離発注工事における建築工事の工程変更について、設備工事の施工業者に情報共有が行われず、予定していた設備工事を行うことができない期間が発生し、工事の完成が遅延した。

一つの工事現場で<u>分離発注された複数工事</u>が実施される場合には、全体工程に遅延が生じないように、<u>各工事間の施工手順、進捗状況等を把握</u>するとともに、<u>各工事の受注者へ情報を共有**1</u>し、<u>各工事の受注者の協力のもと**2必要な調整を適切に実施</u>する。

- ※1 情報通信技術等の活用を含む。
- ※2 (受注者は)別契約の施工上密接に関連する工事については、(各工事受注者は)監督職員 の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努めることとしている。 (公共建築工事標準仕様書1.1.7 より)

3. 公共建築工事における工期設定の基本的考え方⑥



型本的者 え方

第3 適切な工期を設定するための留意事項

発注者は、適切な工期を設定するため、工期の検討に際し、以下の事項に留意する。

- 1. 共通事項(抜粋)
- (1) 多雪、寒冷、 多雨、強風 等の自然的要因、猛暑による作業不能日及び労働事情、建設資材の調達事情、交通事情等の社会的要因を考慮する。特に、躯体工事及び外構工事においては当該地域における自然的要因の影響を強く受けることを考慮する。

参考事例

多雪・寒冷地域の工事において、外構工事を2月から3月に実施することとなったが、 大雪により除雪の作業等により外構工事の施工が遅れ、工事の完成が遅延した。

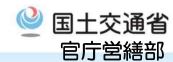
多雪・寒冷地域の場合、<u>当該地域の気象データに基づき</u>、設計段階から工事発注準備段階において、多雪時期に実施する工事に配慮した工程計画を検討する。<u>債務負担行為を積極的に活用する等必要となる措置</u>を講じ、多雪・寒冷時期の工事に配慮した工期設定により工事を発注する。

彡考事例

多雨・強風が発生しやすい時期に、躯体工事を実施する工程となっており、長雨、 強風の影響により躯体工事に遅れが生じ、その後の工程の大幅変更が必要となった。

多雨・強風が発生しやすい地域において、実施工程表を作成するに当たっては、<u>当該地域の気象データに基づき</u>、多雨・強風の影響による<u>工事の不稼働日の期間を想定</u>したものとする。

3. 公共建築工事における工期設定の基本的考え方?



考基 え本 方的 (3) 週休2日の確保、祝日、年末年始、夏季休暇、入居する官公署(以下「入居官署等」という。)の行事等による不稼働日 子慮する。

参考事例

敷地内増築工事において、入居官署の行事のために来庁者用駐車スペースの確保 が必要であることが契約後に判明し、調整や行事準備のため工事内容が制約された 期間(1か月)、行事中の安全確保のため工事が実施できない期間(不稼働日1週間) が発生し、その影響により工事の完成が遅延した。



ポイント

執務中の施設のある敷地で行う工事においては、工事発注準備段階までに、 工事に影響(不稼働日等)するような<u>入居官署の行事等について確認</u>し、<u>週休</u> <u>2日、祝日、年末年始、夏季休暇等の確保についても考慮</u>のうえ、施工に要す る期間が適切に確保できる工期設定を検討する。

また、施工段階において、受注者が作成する実施工程表に入居官署等の行事等による不稼働日が考慮されているか確認する。

3. 公共建築工事における工期設定の基本的考え方⑧



考基 え 方 的 (8) 受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切 に 概成工期※ を 設定する。 ※概成工期:建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が

参考事例

大阪成工労・建業物等の使用を認定して総合試達転調整を17万人で、関連工事を含めた各工事が 支障のない状態にまで完了しているべき期間(公共建築工事標準仕様書1.1.2(ヌ) より)

設計段階、工事発注準備段階で設定した概成工期が、受電時期や設備の総合試運 転調整期間を考慮したものとなっていなかった。工事契約後、受注者が関連工事の調 整を図り実施工程表を作成したところ、受電日が竣工間際となり、設備の総合試運転 調整期間が十分に確保できない状況が避けられないことが判明した。



設計、工事発注準備、入札契約及び施工の各段階において、<u>受電時期及び設</u> 備の総合試運転調整に必要な期間を考慮して概成工期を設定</u>する必要がある。

また、工事契約後に受注者が作成し発注者の承諾を受ける実施工程表は関連工事関係者と調整したものとし、施工段階においては、これに基づき、工事の進捗状況を把握する。

ハイント

工事の進捗に遅延が生じている場合は、関連する工事関係者と調整し、必要となる工程の見直しを行う。その際、受電時期、概成工期についても再検討し、その後の設備の総合試運転調整や後工事のための適切な期間の確保のため必要と認められる場合は、受電日及び概成工期の時期とともに工期の変更も行う。

3. 公共建築工事における工期設定の基本的考え方9



考基 え 方 的 (11)適正な工期設定を自ら行うことが困難な場合には、必要に応じて発注者支援を受けるため 外部機関(民間を含む。)や広域的な連携 の仕組みを活用する。

参考事例

設計業務で検討された工期について、適切な工期となっているか発注者として確認できないまま、その工期により工事の入札公告を行い、質問回答における工期が不足するとの質問にも適切に対応できずに手続を進めたところ、入札不調となった。



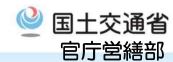
ポイント

企画段階から全体の事業スケジュールを検討する上で、適切な工期設定が重要である。特に、設計段階においては、工事内容、施工条件等を踏まえ、具体な工期を検討する必要があり、<u>適切な工期設定となっているか自ら確認できな</u>い場合は、必要に応じて外部機関や広域的な連携の仕組みを活用する。

「外部機関」についての参考として、<u>全国営繕主管課長会議で取りまとめた</u> 「発注者支援業務事例集」※がある。 ※発注者支援業務事例集

http://www.mlit.go.jp/common/001283771.pdf

3. 公共建築工事における工期設定の基本的考え方⑩



第4 工期の変更

発注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、訓設計 図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合 その他の場合において必要と認められるときは、適切に設計図書を変更するとともに、必要 に応じて工事一時中止を行い、その結果必要となる工期の変更を行う。

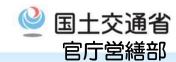
地下躯体工事における地下掘削の施工中に、発注時に想定されていなかった地中 障害物が発見され、地中障害物の除去を行う期間が必要となった。そのため、その後 の地下躯体工事の着手が遅延したことにより、工期の変更が生じた。

地中障害物について発注時の施工条件としてその存在を示していない場合や、 示した場合でもその内容が現場で大きく異なる場合は、必要に応じて設計変更 や工期の延長を行う対象となる。

なお、設計変更や工期の変更については、「営繕工事請負契約における設計 変更ガイドライン(案)」を参考とする。

※営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案) http://www.mlit.go.jp/common/001090867.pdf

3. 公共建築工事における工期設定の基本的考え方①



公共建築工事における適切な工期の設定にあたり、参考となる資料の例として次のものがある。

○工期設定のイメージ図

調査及び設計段階等における具体的な工期設定の事例

※本事例はあくまで一例であり、さまざまなケースが考えられる。

http://www.mlit.go.jp/common/001133185.pdf

○適切な工期を設定するためのチェックシート

調査及び設計段階における事前調査で確認すべき事項のチェックシート

※各発注者が適切に工期を設定するためには、調査及び設計段階で各種の調査・調整を詳細かつ十分に実施することが極めて重要である。本チェックシートは、 各発注者の実情を踏まえ、カスタマイズして使用するものである。

http://www.mlit.go.jp/common/001133186.xlsx

○適切な工期を設定するための事前調査票

調査及び設計段階において敷地、使用者の要望等、当該工事の工期を適切に設定するための前提 条件とすべき事項の調査票

※本調査票は、各発注者の実情を踏まえ、カスタマイズして使用するものである。

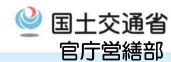
http://www.mlit.go.jp/common/001133187.doc

○木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項

木造庁舎の整備にあたり、工期やコストに影響を及ぼす留意事項をまとめたもの

http://www.mlit.go.jp/gobuild/moku torikumi.html#moku ryuuijikou

3. 公共建築工事における工期設定の基本的考え方位



公共建築工事における適切な工期の設定にあたり、参考となる資料が関連団体により作成されている。

○建築工事適正工期算定プログラム((一社)日本建設業連合会=日建連)

新築工事における用途・構造・規模等の建物データを入力することにより、完全週休2日、8時間労働、長期休暇の取得を考慮した適正工期をネットワーク工程表として簡便に作成することができるツール

※本プログラムの適正工期は、主に都市部における標準的な工期を示しており、設備工事の工程が全体工期に影響する場合、労務調達等が円滑でない地域の場合等では別途考慮が必要である。また、地中障害物、埋蔵文化財の有無や官公庁手続、周辺住民との調整等個々の事案によって別途考慮すべき要素が異なるので、各発注者において十分な事前調査が重要である。

http://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html(日建連ホームページへ)

○自家用電気工作物の設置及び受電時期設定の手引き

((一社)日本電設工業協会=電設協)

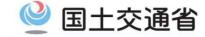
電気設備工事について、契約時から竣工までの業務に従事する際の確認事項や、施設利用者等の 関係者へ説明するための知識等を整理した手引き

https://www.jeca.or.jp/files/libs/1174/201801261608503414.pdf(電設協ホームページへ)

○建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

http://www.mlit.go.jp/common/001199096.pdf (国土交通省ホームページ)

4. 営繕工事における猛暑を考慮した工期設定の運用について



- 建設業における働き方改革の推進の観点から、令和6年度より、全ての営繕工事において<u>「猛暑による作業不能</u>日数」を考慮して工期を設定。工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、<u>当初の工期設定における</u>見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更することを可能としている
- <u>「一般的な熱中症対策」に係る費用</u>については、積算基準に定める共通費の率により算定し、当初の工事費に計上。<u>「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用</u>については、受発注者間で協議の上、<u>設計図書の変更により計上</u>することを可能としている

猛暑を考慮した工期設定

- 猛暑による作業不能日数(工事場所近傍の観測地点における WBGT値 (注) が31以上の時間を日数換算した各年の日数の過去 5年分の平均)を工事発注当初の工期に見込むとともに、設計図書に明記
- (注) 気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数。31以上は「危険」とされている。 (日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」(2022)より)
- 工期中に発生した猛暑による作業不能日数が、設計図書に明記する日数と著しく乖離し、受発注者間における協議により必要と認められる場合は、工期及び請負代金額を変更

熱中症対策に関する費用の計上

- 「一般的な熱中症対策」に係る費用については、公共建築工事共通 費積算基準に定める共通仮設費率及び現場管理費率に含まれて おり、これにより算定し当初の工事費に計上
- 「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、対策の 項目、期間等について受発注者間で協議の上、見積価格等を参考 に設計図書の変更により計上

◆猛暑による作業不能日の算定方法の例

(2023年度 東京都千代田区※1の場合)

○4~10月の全てを工期に含む場合※2

! ! !	年	WBGT値31以上 の時間 ^{※3} (h)	日数換算 (日)	※1 東京観測所の数値を使用※2 4~10月のうち一部のみが工期に含まれる月がある場合、当該月については、						
! ! 2	2018	84 ① □ 数场等	10.50	WBGT値31以上の時間数に、当該月 における工期に含まれる日数の割合を乗						
1 2	2019	日数換算 67 (時間数÷8)	8.38	じた時間数を使用 ※3 4~10月の各日(土日祝・夏季休暇						
1 2	2020	64	8.00	(3日) を除く) の8時~17時の WBGT値31以上の時間						
1 2	2021	47	5.88 加拉工	3 71-Fh						
 2	2022	89 5か年分 を平均		なに変換 猛暑による 作業不能日数						
1 3	平均	-	8.78	9日間						

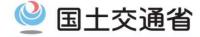
◆「一般的な熱中症対策」の例

- ·作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライミスト、WBGT値の計測装置、等

◆「一般的なもの以外の熱中症対策」の例

・足場に設置する遮光ネット、等

5. 営繕工事における週休2日促進工事について



- 国土交通省が発注する営繕工事では、建設業における働き方改革の推進の観点から、平成30年度より、週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」を実施している。
- これまでの「通期の週休2日」の取組における達成状況及び時間外労働の上限規制の適用開始を踏まえ、<u>令和6</u> <u>年度より、「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進</u>する。

・通期の週休2日 : 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

・月単位の週休2日:対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

(対象期間・・・工事着手日から工事完成日までの期間(年末年始や工場製作期間等を除く))

発注方式

- ① 発注者指定方式 … 発注者が月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する方式
- ② 受注者希望方式 … 受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式 (いずれの方式も通期の週休 2 日は必須)

労務費の補正

- 現場閉所の状況に応じた労務費の補正係数を設定
- 予定価格の作成に当たっては、月単位の週休2日を前提として労務費を補正※1
- 現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日又は通期の週休2日に満たない場合は、 補正分を減額変更
 - ※1 予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の 労務費を補正する。なお、共通仮設費・現場管理費は工期に応じて算出する。

現場閉所(※2)の状況	補正係数
月単位の週休2日	1. 04
通期の週休2日	1. 02

※2 現場閉所

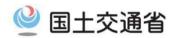
分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場 作業が無い状態(現場休息)とする。

工事関係者の対応

- 現場閉所の確認(受発注者双方の事務負担が増大しないよう既存書類を活用。)
- モニタリング(受発注者へアンケート調査を実施し、週休2日確保の阻害要因を把握のうえ対応策を検討。)
- 工事成績評定(従来から標準の評価項目として設定している「休日・代休の確保」において適切に評価。

明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は減点。)

5. 営繕工事における週休2日促進工事について



Q&A

週休2日促進工事に関して(最終更新日:令和6年6月25日)

○ 対象工事及び対象期間について

問1 すべての営繕工事を週休2日促進工事の対象とするのか。

(答)

平成30年4月1日以降に入札手続を開始するものから、原則すべての営繕工事を、労務費の補正を行う「週休2日促進工事」の対象とすることとしています。(ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができることとしています。)

なお、令和6年4月1日以降に入札手続を開始するものからは、従前からの取組である工期 全体をならしての「通期の週休2日」の確保を必須としたうえで、「月単位の週休2日」の確 保の促進に取り組むこととしています。「月単位の週休2日」については、原則として新築工 事は発注者指定方式とし、その他の工事は受注者希望方式として発注することとしています。

問2 受注者の責によらない事由により現場閉所(現場休息)が実施できず(代休の確保もできず)、「月単位の週休2日」を確保できなくなった場合は、労務費の補正額は減額されるのか。

(答)

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」の 2. (2) 対象期間に含まないこととしています。そのうえで、対象期間において「月単位の週休2日」を確保した場合は労務費の補正額は滅額されません。(対象期間において「月単位の週休2日」が確保できず「通期の週休2日」を確保した場合は、「通期の週休2日」に対応する補正係数に変更し、労務費の補正額は減額されます。)

天災 (豪雨、出水、土石流、地震等)のために突発的な対応が発生した期間も、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間に該当することが考えられますので、受発注者間の協議により、これに該当すると認められる期間を決定します。

問3 土木工事では、週休2日促進工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費(賃料) についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わな い理由如何。

(答)

営繕工事における共通仮設費及び現場管理費は、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、 工期に応じて算出するものとなります。週休2日を前提として工期を設定のうえ算出すること により、週休2日を考慮した費用が算出されるため、別途補正を行う必要はありません。

また、営繕工事における機械経費(賃料)についても、週休2日を前提としたうえで、例えば、タワークレーンは工事ごとの施工条件に即した存置日数に対する賃料を見積りによって計

上しており、また、使用時のみ現場に搬入するホイールクレーンはスポットでの稼働日分に対する賃料を物価資料の掲載単価により計上しています。このため、週休2日を考慮して、別途補正を行う必要はありません。

問 4 週休2日に取り組む場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる 引上げが必要ではないか。

(答

営繕工事における現場管理費及び一般管理費等は、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき、工事規模が小さいほど率が大きくなる算定式を用いて費用を算出しています。

また、現場管理費の算定式は工期に応じて費用を算出するものとなっており、週休2日を前提とした工期を設定し、週休2日を考慮した費用を算出しています。

〇 労務費の補正について (見積単価の取扱い)

問5 見積単価は補正係数による労務費の補正の対象にならないのか。

(答)

「週休2日促進工事」において、見積単価は、週休2日を条件として収集した見積価格等を 参考に設定することとしているため、補正係数を用いた労務費の補正の対象外としています。

〇 積算方法について

間6 労務費補正分を減額変更する場合(契約変更時)、請負比率を乗じるのか。

(答)

当初請負比率を乗じることになります。

〇工期設定について

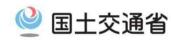
問7 週休2日を確保するためには適正な工期設定が必要ではないか。

(答

営繕工事においては、週休2日を前提とした工期を設定することとしています。また、余裕期間制度を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工期のしわ寄せがないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保し、適正な工期設定に努めています。

なお、新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」 等を参考とすることとしています。

5. 営繕工事週休2日達成状況(令和5年度完成工事) ⋈ 国土交通省





令和6年7月12日 大臣官房官庁営繕部計画課

令和5年度完成工事の98%以上で週休2日を達成!

~営繕工事における「週休2日促進工事」の取組状況について~

国土交通省では、週休2日に取り組む営繕工事を対象にモニタリングを実施しています。 令和5年度に完成した工事では98%以上で週休2日を達成し、前年度より高い達成率とな りました。引き続き、受注者へのアンケート結果等を踏まえて、発注者の対応について必要 な改善を図りつつ、「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進してまいります。

1 背景

営繕工事においては、政府の「働き方改革実行計画」に示された方針などに基づき、平成 29 年度から週休2日の確保に取り組むとともに、モニタリングを実施し、週休2日確保の 阻害要因の把握や改善方策の検討を進めています。平成30年度からは、労務費補正等の試 行を行う「週休2日促進工事」を導入して取組の拡大を図りつつ、継続してモニタリングを 実施しています。

今般、令和5年度に完成した週休2日促進工事の取組状況をとりまとめました。

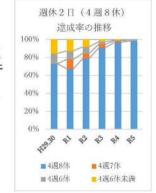
2 取組状況(概要)

- 〇令和5年度に完成した対象工事 128 件のうち 126 件 (98.4%) で週休2日を達成しました。前年度 (97.1%) と比べて1.3ポイント増加しています。
- 〇週休2日を達成できた要因としては「受発注者間で円 滑な協議が実施されたため」「適正な工期設定がなされた ため」が多く挙げられています。
- ○週休2日を達成できなかった要因としては「職人の確保 が困難であったため」等が挙げられています。 (取組状況の詳細は別紙をご覧ください。)

3 今後の方針

今年度より、工期中の全ての月において4週8休以 上を目指す「月単位の週休2日」の確保に向けた取組 を推進しています。

引き続き、アンケート結果等を踏まえて、執務並行



改修などで施工上の制約となる条件について、工事発注前の案件形成段階から施設利 用者等と十分に調整を行うなど、発注者の対応について必要な改善を図ってまいりま す。

くお問い合せ先>

大臣官房官庁営繕部計画課 松村(内線 23223)、金辻(内線 23226) 代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8234

6. **営繕工事及び建築関係建設コンサルタント業務等における**
 現場環境改善 ~ ウィークリースタンスの取組 ~



- ●全ての営繕工事及び設計業務等を対象に、現場環境の改善に向けた取り組みを実施
- ●標準項目として、「①依頼日・時間及び期限」、「②会議・打合せ」、「③業務時間外の連絡」に関する 取組を設定するなど、現場環境改善に努める

現場環境の改善に向けた取り組みの概要

(1)目的

計画的に工事・業務を履行しつつ、非効率なやり方の業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事となるよう努める。

(2)対象

- ○全ての営繕工事
- ○全ての建築関係建設コンサルタント業務等(災害対応等緊急を要する場合は除く)

(3)取組内容(例)

- 土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。
- ①依頼日・時間及び期限に関すること
 - ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。
- ②会議・打合せに関すること
 - 業務時間外にかかるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
 - ・打合せはWEB会議等の活用に努める。
- ③業務時間外の連絡に関すること
 - ・業務時間外の連絡を行わない(ASP・メール等を含む)
 - ・受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

(4)進め方

○受注者によって、勤務時間、ノー残業デーなどが異なることから、柔軟性をもった取組とする。○ 工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施する。

7. 令和5年度 官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針①



①BIM_{※1}活用

%1 Building Information Modelling

●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

令和5年度から、全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※2(発注者情報要件)を原則適用。

%2 Employer's Information Requirements

設計段階

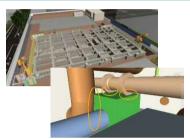
- ・新営設計業務の発注段階にEIRを提示。
- ・延べ面積3.000㎡以上の新営設計業務には、EIRに BIM活用を指定する項目(指定項目)を設定。 全ての新営業務には、EIRにBIM活用を推奨する項目(推奨項目)を設定。



・設計BIMデータ、設計BIMデータの説明資料を作成。

施工段階

- ・新営工事の発注段階にEIRを提示。
- · EIRには、推奨項目を設定。
- ・工事契約後のBIM伝達会議において、 工事受注者に設計BIMデータについて 説明、活用する場合には貸与。

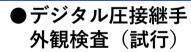


●BIMデータを活用した積算業務(試行)

・令和5年度から、BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要となる条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う 「BIM連携積算」を試行。

②デジタル技術を活用した監督検査の試行

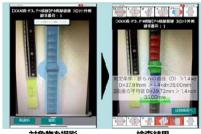
●デジタル配筋検査(試行)







(判定結果+計測値)



(撮影ガイド付き)

(判定結果+計測値)

③建設現場の遠隔臨場の本格活用

・建設現場の遠隔臨場(イメージ)





現場

画像•音声配信

事務所等

令和5年度から試行を開始

対象物を撮影

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。 従来の目視による確認からタブレット等で撮影した画像判定の確認に代える。

原則全ての営繕工事で遠隔臨場を本格活用

受発注者の作業効率化 契約の適正な履行としての施工履歴の管理の実施

④情報共有システムの活用

原則全ての営繕工事を対象に、発注者指定により 情報共有システムを活用。

- ・設計業務は、受注者から希望があった 場合、協議の上活用。
- ・設計業務、工事に係る打合せにおいて、 協議のトWEB会議の活用を検討。



⑤ICT建築土工※3の試行

・ICT建築十工を活用した施工を試行

※3 ICT+工の省力化施工技術を建築工事の根切り・十工事に活用するもの。





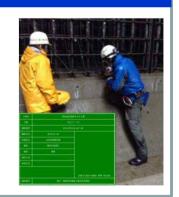


床付け(3D:2D+深さ)

⑥電子小黒板の本格活用

原則全ての営繕工事を対象に、 「デジタル工事写真の小黒板情報 電子化※4|を活用。

※4 工事写真撮影の際に配置する、撮影状況を 書いた黒板を電子化するもの。



⑦設計段階における取組

- ●設計業務委託仕様書において、工事現場の生産性向上 に配慮する旨を明記
- ●生産性向上技術※5の活用を前提とした設計を試行 ※5 指定する生産性向上技術について試行を実施。

⑧発注・完成時における生産性向上技術の導入促進

●総合評価落札方式における評価

入口評価

- ・新営工事及び改修工事(総合評価落札方式技術提案評価型S型による もの)について、工事発注時に生産性向上技術を評価。
- ・入札説明書等に次の技術を例示。

プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工 (ICT) 建築土工、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自 律運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線用延線ロープ敷設 ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等)、 BIMの活用、小黒板情報を活用した工事写真アルバムの作成

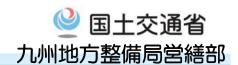
●請負工事成績評定における評価

出口評価

・全ての営繕工事において、受注者が施工合理化技術に関する技 術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成 績評定要領に基づき評価。

104

営繕部の紹介



TILLIT 九州地方整備局 営繕部

事業者の方へ

公共工事の品質確保に関する情報

- 公共工事の品質確保に関する法律
 - 総合評価落札方式等の運用
- 官庁営繕:公共建築工事の発注者の役割 国土交通省「外部リンク」
 - 「公共建築の品質確保のために -品確法を踏まえた官庁営繕の取組-」「外部リンク」
 - 工事関係[外部リンク]
 - · 設計関係[外部リンク]
 - 発注者間の連携[外部リンク]
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(九州地方整備局版)

工事、設計業務及び工事監理業務の入札・契約手法

- 官庁営繕:入札・契約手法 国土交通省[外部リンク]
 - 工事関係の入札・契約について「外部リンク」
 - 設計業務及び工事監理業務の入札・契約について[外部リンク]
- 建築関係建設コンサルタント業務等における更なる品質確保対策について
- 改修設計業務における総合評価落札方式(簡易ショート版)の試行について

営繕事業における働き方改革の取締

営繕部では、かねてより、業界団体の意見を踏まえつつ、発注者の立場から建設現場の働き方改革を後押しする取組をパッケーシ化して推進しています。

令和6年4月からは、建設業において時間外労働の上限規制が適用されたことを踏まえ、更に 「月単位の選休2日の確保」「猛暑を考慮した工期設定」「現場環境改善(ウィークリースタンス の取組)」「工事関係書類作成の一層の効率化」の取組を実施し、営繕事業における働き方改革を より一層推進していきます。

- 営繕事業における働き方改革の主な取組(令和6年度) NEW
- 官庁営繕:営繕事業における働き方改革の取組について [外部リンク] NEW

官庁営繕工事の円滑な施工確保対策

国土交通省九州地方整備局が発注する営繕工事における円滑な施工確保対策として、施工条件明 示、見積活用方式などの対策を行っています。

- 九州地方整備局営繕部及び営繕事務所において令和6年3月1日から適用する労務単価(2024年2月)
- 営繕工事の材料単価等の公表について (2024年4月公表)
- 官庁営繕工事の円滑な施工確保対策 [外部リンク]

ページの先頭へ

© 国土交通省九州地方整備局営籍部

プライバシーポリシー

工事・業務 発注の**見通**し

■ 営繕業務の概要

□ 営繕部の仕事
□ 営繕の主な施策
□ 営繕部の組織

- ■事業紹介
- ■事業者の方へ
- ■施設管理者の方へ
- 公共建築相談窓口
- ■公共発注機関との連携
- 優良工事等表彰
- 採用情報
- 技術検定
- 公共建築/未来を創る

Challenge

■リンク

官庁営繕部 - 国土交通省

- 熊本営繕事務所

□ 鹿児島営繕事務所

■サイトマップ

←九州地方整備局営繕部のHP

https://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/nyukei.html

本省 官庁営繕部のHPへ もリンクしています



営繕部、営繕事務所の管轄地域

福岡県、佐賀県、長崎県

営繕部 保全指導・監督室

福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 (092)476-3539

熊本県、大分県

能本営繕事務所

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎 (096)355-6122

鹿児島県、宮崎県

鹿児島営繕事務所

鹿児島市浜町2-5-1 鹿児島港湾合同庁舎 (099)222-5188